

7200

文化四年四月廿五日



五郎治魯船被捕



佐平



七

門 2
號 3087
港

早稲田 大學 圖書
25.6.27
蔵 赤

三四七、一〇七
文化元年四月

御申上荒増

附 擇提

文化四年四月見玉嘉和内と申御役人子舟添江口島
の内イドとワ不知子あひて御雇船高田屋船嘉十
郎乗歡厚丸と申船子困鱒粕積入いた一居便處
十四五里南場処イボ番屋より飛脚到来異國船
二艘致渡来候由此節右番屋預番人豐吉請用子
付之ヤ十御會所江罷出留守の事あり五郎次可参旨
見玉嘉和内様被仰付其節御申付られ候趣右異國
船渡来之尤右身兼元イボ番屋ハ御會所より
遠方より通路悪く不勝手候間之ヤ十追所へ乗

廻り候様可致候旨被仰付四月廿四日と覺の蝦
夷舟より朝五ツ時出船其夜ハ夕ツツといふ処に着
其三四里午前の方より異國船の夜一出る鉄砲の
音など相聞得生れてより以來大筒の音を聞たる
事も無之予等亦れ懼れしは亦無之候得共
此時に至りて未^練煙火起し居候様無之す候得者
不得止事一刺も早々ナイボへ可卷と思ひ夫より陸通ハ
夜九時ナイボ番屋に着いこし稼方佐兵衛長内三
助六藏四人相尋候処今日異國船より大勢陸上
いこし番屋に参候て言々といふ事の相聞

小舟のせむらふ船は奈番屋の沖に掛り大船の

船名は文三郎
ナト

余一圓相介り不申候由申事候此即異國船
の工六と称すは船は「マ」の方の浪中ニ破れ入
掛り候得者夜の内に異國船より上陸いたし候
悪く候はしと思ひ岸邊に番出を出し置候得と
も其夜端^無異國ノ等陸上も不致翌日即月廿五日大船
の方より橋船一艘大勢走りたる様子にてナイボの
沖に掛り居たり小船の方へ乗参候処此節出展列
敷右橋船吹流され候處小船の方より迎の橋船は
出し難なり小船に乘附候夫より彼小船と一処に
相成橋船三四艘よりナイボ番屋へ乗参は射身

胃書
被捕

見れ大筒杯も仕懸唯事ならずる体たり相
見得候得共一言も定ちる事も無之逃去候て
後御申譯も何と存下居候内最早異国船
の指船海岸近く相成候得者異国人の番屋に踏
込水候て心外存下候終長内海岸へ案内を
し候処了不申候間不思訝に然る居候知り
ロシヤ人大勢番屋へ大小の鉄砲引下々来りホウラス
トウフ初大勢かまて走きりて何か申候得とも
一言も相譯り不申其内大勢取掛り私へ繩を掛け
ヨロシヤ人大勢海岸近く相成候を見て佐平三斗

助吉藏三人番屋に五郎次一人残り置逃行候間此節
私思ひ候子者扱々右三人の者とも大逃出しせり
この事不被捕仕合い候事と祝ひ居候処右の
三人此者とも何方より被捕候也し人間も亦く
繩を掛られ来り長内海岸にて繩を掛られ
都合五人何の譯といふ事少くも異国人の
被引精船に乗候比節長内一人繩を解き連れ行き
候間如何なる事やらんとぞん亦者殺すあり
と見居候知れ藏人の鏡が明させて喰残りの米を
と少々有之候と海岸へ持運ひ候事也其穢あい事

野鄙左は事言語同封の事也。其外番人とも大着類
細工道具の類まで圖合船船川より出は是に積入させ
蝦夷人大勢ありて本船へ至り志心此節番屋藏
々とも不殊焼失。右火の手出揚ちる節は口こや人皆々
海岸へ重鉄砲一銃も筒拂ひ致。楢船子乗間も亦
く沖の元船に至り見候処の文作去秋寅年九月カラフト島
の内ウレユコタラとりふ処の文作ありて乱の暴せし
趣りて彼処の番人四人湧七福松島王郎西蔵の
及ハムヤツカマて越年此度参候由。蝦夷人とも
右の四人は何方より参候哉と相尋候間前文のと

行交
トド
精読
不可解

く申間候猶又蝦夷人共我々も此船より不帰寺子候
哉と私に尋候間其方とも一人も不捕陸へ為帰
可申寺あり猶又押て連行き候と申候し其方
ともと申合せ赤人とも我打殺し此船乗取陸上
いこし候寺なれん女も氣遣い無之候寺あり
と申聞候。彼是いこし候内蝦夷人に裸麦の餅の焼餅の餅り
口しや名ソハリといふ少々異相返し候積り此節
蝦夷人とも五郎次に申候に其方身見候し
唯遣り寺に甚殊合有寺候得ともの此節
如何共致方も無之候間必立服の腹いたし是間裏由一銃

申候此時五郎次申聞候より我等事を毒の心見よ来ぬ
事なれぬ女も不苦言候唯左平三助六藏逃去候て
被捕候事殊念なる事候其方より陸上いへ
候より早速にや御會所に此趣可申達候と申聞候
処さういへといふて各殊措けけ不見返り
蝦夷とも皆々立帰候。昼八時半時頃と覺へ大雨に
相成翌日大風烈裏相成候処小船のせせうといひ
小船の毛イテ組小島沖の方遙に吹出され大船は工
舟といひ小船はママイ崎間近く大小の碇四つとも
引ながら吹流され多し真ふけいば出風の

烈敷に逢ふて異國人等膽我いやし居候間我
之皆、何卒して此船陸の砂場破船いへ
候様祈り居候得とも時あるか以て風止けれ
異國人等相あてて此処出帆。此節大船の
方より深七福松五郎次三助六藏長内。小船の方
より富五郎。首藏。佐平。乗組居候。兩艘に乗分
水なる事。御申上より落たる候。夫より段々
北の方へ乗行き候処イトの沖に指掛り此処より
御座船。厚丸。沖に振掛りいへし居候を見付
異國人兩艘大筒。鉄砲。大きに騒ぎ出りて

息居

船序
後詳
交見
漕の意

大
音
年

橋船二艘へ大勢乗組百目二百目位の大筒身仕
掛け追掛出さし是を見て我々手足を握り寒
子情なきと云人何れもたどくものなり
然るに款厚丸の嘉嘉十郎運旗く順風子帆を揚げて
船出し最早日も暮たし異国船の橋船より大
筒放たる様子なきとも遂に不見失なき相
返り候夫より難傳の沖子長掛り張幕
某遠月鏡みて見此所へ船身乗入大船を一
里程沖に碇を入し船の少く陸へ寄碇身入候
是日則五月朔日と覺ぬ一艘の大橋船はホウラ

ストウフ頭といふ二拾人乗組小船の方へ行き小
舟の方より一艘の橋船身出しにヤナ御會所
の方へ乗行候体あり此節出風烈敷故のや
一艘の小舟の方より参たる途中より帰り候
体也此時我々思ひ候きをナイボにて蝦夷
人より申付こゝろ趣き喚か御會所に為知た
り事なほ然し其上異國人等二拾人三拾人
位参たりとも揚立候事も有之間敷今の内
子大筒までお立ちし可申事と思ひ候様
き者どもなりと櫓の上より是れ詠め候

得とも一向大筒鉄砲の音も不聞異国人等
陸上いこい候様子也其内子漢^魚藏の方より
火の出^手場鉄砲の音も相聞候得者亦^手に
や^手あても仕^手場たると覺^手出^手等毒の心見
いこい候も無^手事とあり行^手跡言可申様無^手
之候とこ致^手方も無^手之候是^手よ陸^手に場^手
たる異国人等被^手打殺候^手無^手人も相成^手
の^手源七杯と申合の通^手跡の者^手打殺^手一^手大舟乗
取候様も相成^手る^手部と^手大^手し力も有^手之候得
とも又候に^手や^手け^手こ^手も仕^手換^手たる事^手あり^手云

力^手矢^手矢^手の^手是^手より^手船^手さ^手よ^手入^手て^手四^手五^手日^手不^手起^手然^手と
り^手い^手とも^手ホ^手ウ^手ス^手ト^手ク^手ア^手翌^手日^手歸^手り^手奉^手は^手坊^手見^手れ^手い
た^手の^手高^手股^手子^手鉄^手砲^手疵^手有^手之^手然^手とも^手か^手ま^手る^手疵^手不^手
れ^手い^手其^手処^手、^手葉^手牙^手付^手な^手とい^手こ^手い^手又^手々^手橋^手船^手へ^手大
筒^手身^手積^手の^手但^手し^手大^手八^手車^手子^手掛^手こ^手る^手二^手百^手目^手程^手の^手筒^手あり
是^手を^手け^手ヨ^手マイ^手の^手近^手所^手へ^手積^手行^手此^手処^手より^手引^手揚^手大^手勢
より^手野^手越^手子^手是^手を^手持^手行^手体^手あり^手其^手先^手子^手小^手筒^手を^手
持^手こ^手る^手者^手とも^手二^手人^手案内^手と^手見^手得^手て^手會^手所^手の方^手へ
引^手行^手南^手部^手家^手の上^手より^手會^手所^手の方^手見^手落^手子^手大^手此^手同
放^手し^手候^手此^手時^手より^手や^手い^手と^手言^手聲^手沖^手の^手船^手も

相聞得候是より御會所のくる不残引拂いた
たぬ事と申得候依之如邦の人一人も居不
申候候異國人等心の尽き縁候事と申候夫
より五月六日頃と賞の御會所元出帆のルツ
ブ島へ至り此所より楢船二艘陸上いこし立帰
り様子或聞をいんつが子漢輩致居をいんし
け人へレスデケヨドフ死志い多し病の候方の
者とも小船にて此所引拂いたる趣りて本は書
付いこし置候由申事と御座候夫より又々
江戸口島地方に乘行候り候私共批量いた

候に又々江戸口に乘行候り付番屋
も乱暴いた候事よりお事煩い長候得
とも此度左掛通りいこしガナシリ島の方
へ至りルイ島の方より大瀧有之是身本邦の
船ありとて二艘左右に放り追掛行間近々相成
候候能く見れを船より無之瀧あり候れ此時沖
へ漕出さんとされとも風悪り候れ可致様あり
楢船身落しより少く此所引出候翌日朝に知床
崎より夫よりニヤリの方へ走らるる乗行候処西
の方より崎出張風悪り候れ先の崎も替り不申跡

に引返す候處亦レシトコロの崎替り不申最早陸も
一二軒子せま里候節長内陸へ向て入目を拝し居
候處ホウラストウフ大きき子立腹も尤是長内子か
らりて我々一統は破船をば様と祈り居候
事あり夫より右船の者とも橋舟より漕出し二
夜三日程ありカラフト島のシシトコロと云ふ処に至
は此時アリカ島のアリカ表見の役あり彼レシトコ
の端に突掛り候迄見付不申候處ホウラストウフ腹
立いと若破船いた候に如何いと候哉
との趣あり右のアレカ外被叩候由の処間もなく

里國船にシトコロ崎に廻り西の方の腰處小家有之候
処身見付此処に碇入瀬掛りいたし橋船等仕
度いと候節彼アレカと称する者一輩船に
人乗陸の方へ逃去せ候是を見てホウラストウフ
ゴドロス城にて追掛り候と云ふ彼のアレカ
アリカ島の者ありて是を尋ね候事不叶此節ホウラス
トウフ。トロボアありてゴドロスへ申候に追附書
相成不申候に後よりかゝ鉄砲より可打との
書付の由ありてゴドロス後よりかゝ鉄砲打掛候

とも彼アシヲ夕事とも不為、遠^終の岡上着候夫
より右葦船を打蔭山、掛場候得、いづれも不
とも如何とも是は事不能。依之アシヲ夕事乗替た
は葦舟を引相返^キ候アシヲ夕事を草中へ入て
行方未^ト先夫より異國人大勢陸上いた
蝦夷人の鉄砲ちと身打て見せ候由也夫より
此所の夷人身船中へ連き参^ル我々、船底より
りれ陸より候、右蝦夷ともやく^樓良の上より居酒
もとも呉たは事やら人唱少候聞バ、夕子ヤシ
川のアイヌコル。カムイ杯と唱あて居音より聞居

候知右の蝦夷とも不殊相返了又此処碇身取て
昨宿羊焼拂、西ウレココ文に参り碇身入陸
上いこ^リ候夫より又碇身取、西の方へ航行候処
番屋一ヶ所有之此処身焼拂い沖へ出、ふ^り其
翌日夕暮子ツウヤ^瀧指掛候処陸より火光
り遙かて見候得、は身見付夫身目者より爰へ
碇身入て一宿翌朝船出候知もや^しみてツウヤ、
ライシリ、レゴこ^り讀き、こ^り所と身^見レゴ
レシリ島の北西の方へ廻^り、ライシリ島へいこ^り候
處本邦の船四艘繋ぎ、居候身見付異國人大勢

橋船ありて彼船に
行候得とも在邦の船一人も候
不申依之異国人等自由自在に元船を引卷
積物等盗取候事あり夫より在邦の船は焼松
の我々控人の内大村治五平殿是に引付け
被捕候あり其節津輕家の足輕二人被
捕乗船いたし候處右の仁顔子腫物い
に匂い一箇あり
故りや直子にやするに陸に相返
し候其外けり
以下番人源七富五郎下福松
下福松下口下移方
三助長内六藏以上八人
りいり島の上陸為致
五郎次佐平両人右ラロ
にやへ連行可申趣候

間五郎次任其意候
説た若兩人とも一処
下場
あり候と騒ぎ出
し候一人も陸上
為致不
申。ラロにや國に召連
し可申候哉然に時
に此度の乱謀の趣
始終相説り申間
に又猶又我等彼
國に参事等か致
方をも見届可申
候と存候
へとも爰に難
淡を存事有之
昨廣手支配人
吉右衛門帳後五郎
兵衛十頭松平
御林政障
仕出。五郎次係
右兼て可申所
へ届置候へ
知。は事。無
之候得共、西
路頭の上御役
人
様へ申上。は
事不調法と有
て其事遂に御
説

金の不及御波快子依之当年尤別て心取相用い
御奉公仕親^と也^と養ひ候様御給金切も戴き
申度事と心掛罷在候処^と遣悪く者^と外年け
口^と中^と國^とへ被^と捕^と行^と候^と得^とい^と此^と節^と殆^とと^と難^と流^と此^と
事^と候^と甚^と悲^と入^とれ^とは^と事^とな^とか^とし^と此^と節^と菊^と地^と物^と内^と
様^とに^と書^と状^と一^と封^と相^と認^と親^と共^と儀^と御^と願^とい^と申^と上^とあ^と右^と
文^と面^と尤^と失^と会^とい^と候^と此^と節^と五^と郎^と次^と佐^と平^とへ^と申^と
間^と候^と左^と如^と此^と御^と上^と様^と御^と願^と申^と上^と候^と其^と元^と如^と向^と
相^と心^と得^と候^と哉^とと^と申^と聞^と候^と処^と佐^と平^とも^と同^と様^との^と由^と申^と
事^と故^と佐^と平^と儀^とも^と諸^とも^と子^と御^と願^とい^と申^と上^と候^と事^と依^と之^と

彼^と國^との^と長^とへ^と居^と候^と内^と佐^と平^と少^との^と身^と代^とい^と候^と節^と
左^との^と趣^と申^と間^と候^と処^と其^と節^と尤^と御^と願^と申^と上^と候^と得^とと^とも^と
親^と共^とへ^と御^と手^と者^との^と儀^と尤^と心^と元^となき^と由^と申^と候^と故^と尤^と様^と疑^と
こ^とか^とい^と候^とハ^と其^と節^と五^と郎^と次^とと^と同^と様^との^と儀^と如^と向^と相^と心^と
得^と申^と候^と也^と唯^と今^とい^と候^と此^と通^とも^と不^と相^と成^と処^とも^と未^と
て^と心^と取^と変^とへ^と候^と事^と甚^と不^と採^とち^と千^と刀^と有^と五^と郎^と治^と叔^と
此^と上^と百^と年^と爰^と元^と子^と居^と候^とても^と一^と及^と御^と願^と申^と上^と候^と上^と御^と
手^と者^と被^と下^と置^と候^と事^とと^と一^と事^と子^と思^との^と居^と候^と宣^とは^と此^と節^と
佐^と平^と同^と通^とり^と罷^と歸^とり^と候^とハ^と五^と郎^と治^とへ^と候^と川^と
迷^と惑^とな^とは^と陸^と一^と宣^とは^と八^と月^と十^と日^と初^とて^とウ^とナ^とニ^とリ^と島^とに

上陸いこし御役人懸御目候処親とも跡々無
相違御手者被下置由被仰下誠子難在落涙
仕候依之親とも歎きの上の悦み有之今ま
命治延イキと覚ひ候右の一封菊地物内様
差出し大村治五兵衛殿尾三助六藏長内四人
より証文請取申候右証文の趣尤の通
申合掌諸證文之事

一此度江口島の内ナリボりて五人にヤナりて五人
都合六人異国船に被相捕候処右六人の内より五郎
次佐平西人の赤人の在処へ召連小残四人を地方へ相

返し可申候由之処各御面人とも其身の上を
無極候跡々子残居候老年の親々如何相
成可申との御歎き御尤千万誠の言清り絶
申候間此度外へ帰国いこし候ハ右の趣
ハ銘之文の替候ても上々様は御願申上候
て御面人亦来年帰郷候迄銘之りて御
相續被成候様仕度候千万上々様より御聞
濟無之候て秋々とも四人如何様相成候ても
御助力仕御相續相成候様可致候全前以て
御安事被成間敷候依テ葉緒、連右証文

橋本 徳兵衛 印

如件

六月四日

治 次五兵衛判

三 助全

六 藏全

長 内全

五郎治殿
徳兵衛殿

右之通り申合仕候上りて八人の者ともリ、い、し、り、島、以、揚、
必、此、時、八、人、の、者、松、前、岡、田、飛、龍、丸、橋、船、以、て、兼、行、兼、て、
約、束、の、事、有、心、も、心、落、着、此、郎、五、郎、治、殿、心、も、出、

航の字
航の字
航の字

不申候夫より異國船も此所出帆其夜、沖合暮、
翌日亦リ、い、し、り、島、に、兼、行、候、処、昨、日、上、陸、い、た、り、八、人、
者とも火城之居候是も兼て五郎治殿無事にて
陸上、い、し、り、候、ハ、火、城、之、居、と、申、置、候、事、有、
九、七、如、斯、な、り、候、ハ、異、國、船、也、今日亦橋船也
下、り、大、勢、上、致、夫、より、橋、船、も、歸、り、數、度、大、勢、
牙、放、し、此、処、出、帆、カ、ラ、フ、島、の、東、に、し、り、崎、見、候、上、
り、南、風、身、得、て、船、針、子、方、へ、航、候、事、十、日、月、有、て、
口、口、地、方、カ、サ、カ、サ、東、の、方、本、邦、の、五、六、里、地、方、
へ、附、有、此、十、日、の、間、沖、の、宜、夜、日、有、兩、艘、共、船、也、

文抄
解
若

掛ありて橋船を往來し酒を呑酔たりて大筒
掛あり候事此候とも申様子にて玉郎治を連
行大筒為夜候様申候得ともいやありと申候
へとも達て申事故然をて彼処へ行掛双
べたはは大筒三挺不残故候処其後玉郎
治はは大筒為夜と一箇不申候又有時左ホウ
ウストウフユウとトロイナと給はは一者无此船の
役人ト一き者在候が酒に酔たるをい何そ
要き事こもいふは事な候が右の者列
掛不縄みて釣上り候彼者大聲耳上て涙假事

悪

たり又本邦の酒は水たる連酒にて男根を洗ひ
又日々船亦或は叩きヲホウツスカへ參候ても彼よ
り上の者無之候由りこヲホウツスカへ至候同処
ハ海深く川湊あり一里程沖に碇舟入二艘とも
撃き居たりホウツスカへ橋船身遣一候処右橋
船返不申夫より一兩日も過候頃夜ヲホウツスカ
よりサハルテ大勢革船乗事皆鎧付の鉄砲
所持船の上子着致是候私とも此所へ參り
船底のくつき処に隠し置き上へ揚不申候
故がハ女子の来たは候も不知其朝ハ用子

穴より配^送了候処ハルダテ大勢双の居候所私
とも思ひ候子尤是を我く城殺し子来は事
なはは^送と思ひ跡へ引込此趣 佐平子為
知候処 佐平も其事なはは^送といふ然とも
小用止事なはは^送外へ出候 今年のことの心
配^配たくと遣ひ其節ハ日本風城思ひ船の中へ小
便もな^り向敷と思ひ出候事也 然ともハルダ
テ一向我々に構も不致 立歸て元の園を
知入居候処 佐平も又小用止出は此二即ハル
タテと一処ハ^{アヒセリ}といふ士り^り者も一人

此所をまり居候へハ我々見附其日陸上為
致候ホウラスト^ツ一向起不申 臥居候我々^{陸上}
御ユワレトロイ^トと申者花マトロス^ト四五人夫へ
五郎次^次佐平乗陸^上候処 船橋ヲ^ラホウツ
スカの大官^{ナカ}ユワレニ^カライ^カボハリ^トといふ役人手
子遠目鏡ヲ持て船場の子来り私とも子申候
る尤船子居度候哉又同子居度候哉と仕立
い^い候間 我くも仕立^い長々波子也
とれ^腹腹中も思く候間 同子居度由申南
候処一人の者ヲ付て 彼者の宅へ至^し候

此節エワコベトロイカといふ船より参られた者
裸子いたし改候桶子の処エワコベトロイカ何
か色く申聞政障有之候桶子見及候我々
此之即相入り候得者此外存せむ其後ホ
ハリ立歸り何か申候得共我々此時ヲロイヤ
詞一向相分り不申候得ハ只くの面のミを見
居候夫よりホハリコッパニヤのホサエコエヒ
ベトロイカベトロフと称せられたり候我々
兩人此者へ相渡り是より五郎兵衛平アメリ
カ島の交易會所居候此節カクヤツカに参

エミエラ

はエミエラヲなまよひてコムパニヤ居候妻
一人娘一人下女一人男一人仕立師夫婦者右の者也
も其後カクヤツスカへ出帆右の五エエラヲ此
所居候処私とも付居るは子ブフウロと
いふ者度々仕立師の女房我私どもの居候処
に日暮有連巻り密通いといふ候事也右の女
年せ二三も相成いも面をいふ女あり子
ブフウロといふ者一源七郎五郎西藏福松叔
能知たぬ者あり私とも附居候者右の子ブ
フウロ外にホハリコエより一人ツ巻附居候ホハリ

しも度々見舞へ其後オウラストリア兵カベリウ二人
其後陸上コレパニヤより拾軒程西の方の家
に居るはよ一途とも其節カハルカテ書ヨ付
ふ小居たる由也其九月頃オウラストリア軍卒
のサルタテへ燒燬澤山振廻り酔たるを候
節夜中後の空より逃去ハリコウスカへ参夫
より王城に行候処此節エウロツバ軍最中ありし
右兩人の者とも小舟に打乗彼地に向ひ女々
手柄るもいと候哉ケレイメイといふ官位
増たるといふ由あり右官カビタレシイテナン

ベルラムコロ相成候由其後兩人とも酔たるは
節橋船を打過り溺死致こり味も有之ハ
橋の半切たる処より落つて死つともい
者も有り此オウラストリア艦夷地を暴
ヤ一訣先年長崎に渡来セリカサフとい
ふ者カハヤツカヨ居合オウラストリアホウリス
カゴレバニヤよりアメリカ行仕立此節カハヤツ
カハ参候処右エシカノ蝦夷地へ参候様申付
依之オウラストリア兵暴れ来は書と振聞候是
ハコウラスカカコレパニヤのホザエに候書也

其外のヲロシヤ人も同様申事候。右にエシザラ
と申すは、エニエララ、寅年未は、^か又、卯年未は
、^ら私とも未、^だヲホウツスカへ参り、不申候内、カムヤ
ツカ、^らヲホウツスカへ了、^らカ、^らラスナヤラスコエと
いふ処、毒切、^ら自滅い、^ら候由、^らヲホウツスカより
ヤコウツスカ、^らイリコウツスカ、^らあて、^ら咄合、^ら候、^らヲロシヤ人
申候、^ら左、^ら使者、^ら子、^らヲロシヤ、^らて、^ら他、^ら国、^らへ、^ら参、^らは、^ら事、^ら縁、^ら等、^ら
も、^ら有、^ら之、^ら候、^ら得、^ら共、^ら其、^ら候、^ら調、^ら合、^ら不、^ら申、^ら候、^らと、^らて、^ら自、^ら滅、^らい、^ら
、^らは、^ら者、^らも、^ら無、^ら之、^ら候、^ら、^らとも、^らエ、^らレ、^らザ、^らナ、^ら事、^ら左、^ら日本、^らに、^ら使
の、^ら外、^らも、^ら何、^らも、^らエ、^らム、^らペ、^らラ、^らトル、^らに、^ら顔、^ら合、^らめ、^ら不、^ら成、^ら候、^ら有、^ら之、

卷五
二百五

候事と被存候。杯申事候。エト口。リイニリ。取り
来候品々。ヲホウツスカ。あて。不。残。藏。揚。いた。
藏、^ら封印、^ら付、^ら其、^ら上、^らサル、^らダ、^らテ、^ら昼、^ら夜、^ら番、^らいた、^ら有、^ら之、
候。^ら処、^ら翌、^ら辰、^ら年、^ら四、^ら月、^ら下、^ら旬、^らイ、^らリ、^らコ、^らウ、^らツ、^らス、^らカ、^らよ、^らハ、^らエ、^らフ、
といふ者来り。ボハリニと替りたり。此節右のババエ
ノ途中よりボハリニ方へ人越。ヨホウツスカへ
ババエフ着次第出帆いた。候間、サルダテへ鉄砲
玉、^ら薬、^ら何、^ら種、^らツ、^ら相、^ら渡、^ら置、^ら可、^ら申、^ら趣、^ら申、^ら卷、^らり、^ら候、^ら由、^ら依、^ら之、
ボハリニ何事やらんと右のことく、^らサ、^らン、^らダ、^らテ、^ら三、^ら拾、^ら人
程、^らに、^ら玉、^ら薬、^ら鉄、^ら砲、^ら相、^ら渡、^ら支、^ら度、^ら為、^ら致、^ら置、^ら候、^ら処、^らバ、^らバ、^らエ、^らフ、^ら夜

中ヲホツスカへ着致いり右の支度揃ひ居たるサ
ルカタアヒセリ類呼集ボハリコリコツスカより
参こる書状披き見居候処江為相込無利無
体子ボハリコ相込候由りて其夜ハ四方へナルガ
テ昼夜番いこ一居候を成しも見請候也其
後江ト口フリイシリキ取参候昆タコムパヤ江引
渡し子相成コムパニマコト是成店へ出し賣拂候
右カイリコツスカのゲベリナトルニカラエユワイキ
テレスキンノ差因ホ由るニ市中太靴成打リ江
にヤ千八百八年子無之日本の産物賣初候間市中

の者とも難在と思ひ買度者ハ買取可申由申
事ノよリ右ノ節依平聞子遣一候處依平立用
リ如斯申事ニ候此周ノ風俗ありケ様ノ節左市
中太靴を打て人寄ノ有之候處ありテ書付讀
為聞候其賣方ハ米百八匁五分五厘ハコト夕トいふ
銅銭三十五文ヨリ四拾五文迄賣たは成見候並
様箇結結高及七百文位矢竹一本百四五十文但
一是ハ矢ノ根成後テキセはリ羅字子いた一
候也販度古千一枚五百文位其外不存候ケ様ノ
我低いこト候得ハ此上ハ我々も江ト口フリイに

川より取参たる品と同意なり一代奉公子も被
賣候哉待より外の儀無之候といふ者也猶又
ワロイヤ船日本へ参候ても準等か船子て本邦へ
不被帰と思ひ候取左右の海賊船子便船世真ひ
参り候て左備ひの宜敷所へ参候得左準等と共に
子打殺さ小亦備等の無之候処へ差掛リワロイヤ
人乱暴候いこり卯年の様ち留書も有之候ハハ
其歡いこ我く上陸為致候事も有之可申候ハ
とも其節左其方とも道先致いこ参候て如斯
乱暴妨為致候由りて御申譯も難立殊に親共へ

も二度、歎哉相掛候様も相成候て左甚殊
念まは事故任運ワロイヤ臣身立退行結りた
又節大死可申と存是より逃去思案子た左候
なり然とも度敷の款をも荒増候も不知候て
左人の大死左何率度敷の款哉知度此
節ワロイヤ人の相尋候へとも偽の言申て一向真
言左云々ハ左是以て用立不申我身子一物何れ左
余り押て聞候事も相成不申識子寝食打
忘ル考か候へとも元より不知事ある可出様
なり依之一万度の御後五千度の御後といハ

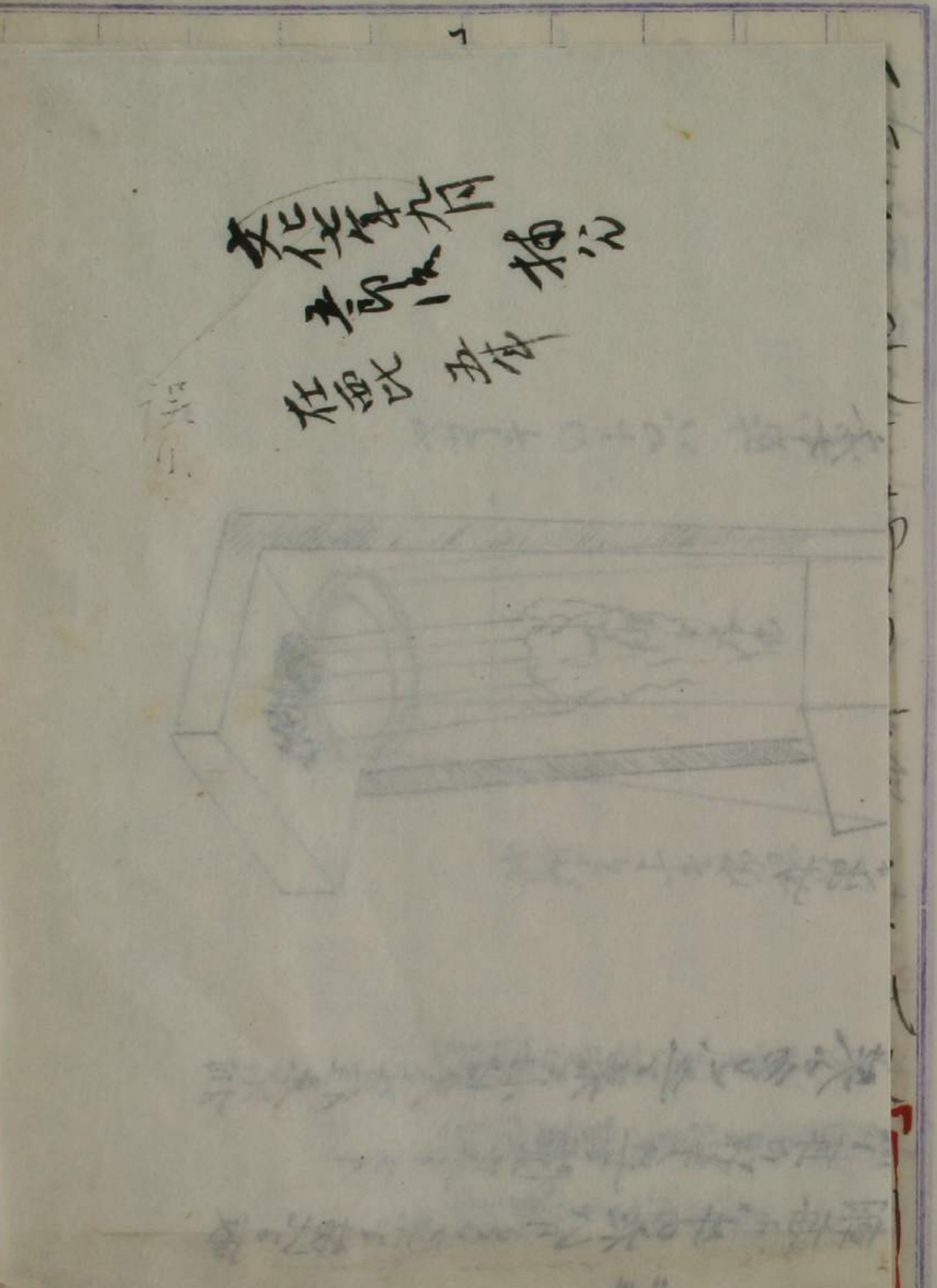
ハ此世界也^赤地と^道廻り一万里と思ひ五千度其
半あり南極より北極と思ひ候事付是より^道ハ
イヤ人偽いこ^道候ともイヤ人不致^道ヲハイヤの度数
尤用之可申皆偽なりとして一万里より五千里の誤也
以て^道ハイヤ人と相合候処不思議なは^道ハイヤ
人申候も尤其元尤日本にて度数聞たる事無之候
へとも日本にて余程度数の事^道ハイヤ人彼国の度数
相聞へ候と申事なり依之^道ハイヤ人彼国の度数
~~聞~~右あり^道ハイヤ人増明^道候事也此頃尤^道ハイヤ人
同士にて^道ハイヤ人も久し^道ハイヤ人耳も聞へ候得^道ハイヤ人相令り

候間勘定いたし見候処一万里より余り違ひたる
事も無之候間^道ハイヤ國にて認^道ハイヤ人御申上の
内ハ此

一世間凡一万里と書候處此度預御尋候節右の誤
申上候事也

一^道ハイヤカと^道ハイヤは^道ハイヤウタといふ川有之候故
也右の処海^道ハイヤ諸島拾度の内外^道ハイヤ掛り右地方の北
三百余里行て^道ハイヤ夜國と申候^道ハイヤ冬六ヶ月夜
夏六ヶ月皆昼^道ハイヤ一昼夜なる由なり^道ハイヤ家居
丸木の置家なり^道ハイヤ寺と^道ハイヤ松木^道ハイヤ物^道ハイヤ家^道ハイヤ根^道ハイヤ上^道ハイヤ

はく付柱^{ハクツ}身も^ミはくは唯五郎^{ゴロウ}治^チリに^ニや國^{クニ}の寺^テの
 内^{ウチ}に見^ミた^タ西^セ事^{コト}有^ア所謂^{ソウイ}家^カの^ノ内^{ウチ}は^ハべ^ヘイ^イと^ト称^シ
 此^{コノ}は^ハその^ノ衣^イも^モ少^シけ^ケて^テ朝^{アサ}一度^{イツ}の^ノ火^ヒを^ヲ焚^キき^甚
 寒^{サムイ}の^ノ砌^ツとい^ハへ^トも^モ其^ノ暖^{ヌク}な^ハは^ス地^チ伴^{バン}一^{イツ}夜^ヤこ^ト
 く^ク居^イ候^{コウ}男^{オトコ}ハ^ハう^ウ羅^ラ紗^{シャ}の^ノ筒^{ツツ}袖^{スリーブ}な^ハは^ハその^ノ衣^イ着^キ
 一^{イツ}股^コ引^{ヒキ}革^カ履^リ女^メハ^ハ唐^{タウ}木^{モク}綿^{メン}の^ノ類^{ルイ}或^シ左^サ綿^{メン}又^{マタ}左^サ
 う^ウ羅^ラ紗^{シャ}の^ノ類^{ルイ}頭^{カブ}左^サ風^{フウ}呂^ロ敷^シあ^ハし^シ包^{ツツ}其^ノ着^キ物^{モノ}腰^{ウサ}
 切^キあ^ハる^ルも^モ有^ア之^ノ腰^{ウサ}よ^ヨユ^ユパ^パカ^カと^ト称^シ此^ノは^ハその^ノ衣^イの^ノ
 一^{イツ}衣^イは^ハその^ノ衣^イも^モ少^シく^ク首^{カビ}の^ノ邊^ヘ左^サ風^{フウ}呂^ロ敷^シあ^ハる^ル
 覆^{フク}ふ^フ足^{タビ}子^コう^ウこ^コマ^マキ^キと^ト称^シ物^{モノ}が^ガ履^リ身^ミ分^{ブン}相^{ソウ}衣^イと^ト称^シ



女^メハ^ハ唐^{タウ}木^{モク}綿^{メン}
 一^{イツ}衣^イは^ハその^ノ衣^イも^モ少^シく^ク
 首^{カビ}の^ノ邊^ヘ左^サ風^{フウ}呂^ロ敷^シあ^ハる^ル

同^{ドウ}の^ノ虎^コ皮^ヒ也^ヤ事^{コト}也^ヤ賣^ウる^ル也^ヤ

はく付柱^ノ材^ノも^ノは^ノ唯^ノ五^ノ郎^ノ治^ノリ^ノに^ノや^ノ國^ノの^ノ寺^ノの
内^ノに^ノ見^ノた^ノる^ノ事^ノな^ノし^ノ所^ノ謂^ノ家^ノの^ノ内^ノに^ノべ^ノい^ノた^ノと^ノ称^ノ
さ^ノは^ノその^ノ衣^ノも^ノ少^ノけ^ノて^ノ朝^ノ一^ノ度^ノの^ノ火^ノ焚^ノき^ノ甚^ノ
寒^ノの^ノ砌^ノとい^ノへ^ノとも^ノ其^ノ暖^ノな^ノは^ノ事^ノ地^ノ伴^ノ一^ノ枚^ノて^ノ
く^ノく^ノ居^ノ候^ノ男^ノハ^ノ羅^ノ紗^ノの^ノ筒^ノ袖^ノな^ノは^ノその^ノ衣^ノ着^ノ
一^ノ股^ノ引^ノ革^ノ履^ノ女^ノハ^ノ唐^ノ本^ノ綿^ノの^ノ類^ノ或^ノ左^ノ綿^ノ又^ノ左^ノ
羅^ノ紗^ノの^ノ類^ノ頭^ノ左^ノ風^ノに^ノ敷^ノみ^ノし^ノ包^ノに^ノ其^ノ着^ノ物^ノ腰^ノ
切^ノある^ノもの^ノ有^ノえ^ノ腰^ノに^ノユ^ノパ^ノカ^ノと^ノ称^ノな^ノは^ノその^ノ衣^ノ
く^ノく^ノな^ノは^ノその^ノ衣^ノも^ノく^ノく^ノ首^ノの^ノ邊^ノ左^ノ風^ノに^ノあ^ノま^ノし^ノ
覆^ノふ^ノ足^ノ子^ノヲ^ノニ^ノマ^ノキ^ノと^ノ称^ノ物^ノは^ノ履^ノ身^ノ分^ノ相^ノを^ノと^ノ粧

い^ノく^ノく^ノ至^ノ冬^ノの^ノ節^ノ男^ノ女^ノとも^ノ子^ノ狐^ノ皮^ノリ^ノセ^ノツ^ノア^ノと
い^ノふ^ノテ^ノ此^ノの^ノ皮^ノソ^ノウ^ノホ^ノリ^ノと^ノい^ノふ^ノ本^ノ嵐^ノベ^ノヲ^ノカ^ノとい^ノふ^ノ同^ノ
白^ノき^ノし^ノめ^ノを^ノゴ^ノロ^ノノ^ノス^ノタ^ノエ^ノとい^ノふ^ノ是^ノを^ノヲ^ノヒ^ノヤ^ノ王^ノの
衣^ノ服^ノな^ノいた^ノ候^ノよ^ノ兎^ノの^ノ事^ノウ^ノシ^ノカ^ノとい^ノふ^ノ狐^ノ虎^ノ
の^ノ皮^ノホ^ノラ^ノホ^ノラ^ノとい^ノふ^ノ鹿^ノ皮^ノヲ^ノシ^ノニ^ノとい^ノふ^ノヒ^ノツ^ノ志^ノの^ノ皮^ノ
バ^ノラ^ノシ^ノ又^ノヲ^ノフ^ノツ^ノア^ノと^ノい^ノふ^ノ右^ノの^ノ皮^ノを^ノ製^ノた^ノる^ノシ^ノユ^ノバ^ノ
ト^ノ称^ノな^ノは^ノ服^ノ分^ノ限^ノに^ノ應^ノじて^ノ着^ノいた^ノ候^ノ事^ノ
也^ノ右^ノの^ノ皮^ノの^ノ内^ノを^ノ高^ノ直^ノ志^ノは^ノその^ノ衣^ノソ^ノウ^ノホ^ノリ^ノ也^ノ
上^ノ品^ノな^ノは^ノ処^ノ一^ノ枚^ノを^ノて^ノ銅^ノ鉄^ノ拾^ノ貫^ノ文^ノ佐^ノみ^ノも^ノ賣^ノ
買^ノい^ノく^ノ候^ノ右^ノ銅^ノ鉄^ノとい^ノふ^ノ右^ノ邦^ノの^ノ四^ノ文^ノ鉄^ノも

相嘗り可申候其故左に記さるるに金銭を文を
本邦の三匁五分強右の金銭銅銭壹貫文の銀
銭壹文の本邦の七匁程有之右の銀銭大銅銭
百文なり然とも右勘定に昔の者なり此節の
賣買に金銭壹文に付銅銭亦貫五匁文といふ
是とも金銭一向不足なり右の銀銭も昔百
文の処今二三匁文位も一向不足成事ありて
人手は渡ぬ候事稀也此故に我本邦の四文券
位といふ銀銭の事セレブ子丑セシキといふ金銭
の事ゾロトエセシキといふ紙の切手アウスケナツイ

といふ銅銭半文券セシケといふ一文大コハエト
カといふ三文アウテンといふ五文ベタコといふ拾
文銭ハゲルウナといふ百文ウルブともいふ亦ウル
ビレイともいふ壹匁セセツルビレイといふ拾
貫文ストラルビレイといふ百貫デセヤルビレイ
といふ千貫セセツテセヤルビレイといふ一カ貫
ストロデセヤルビレイといふ拾カ貫ミリウとい
ふ百カ貫セセツミリウといふ一カ貫ストロト
リウといふ一億デセヤミリウといふ拾億セ
セツデセヤミリウといふ百億ストロデセヤミリウ

月中旬旬皆ラロシヤ國身飛去候川右九月より氷
て来五月中旬旬解候海右十月より氷で五月下
旬解候也。ガホウツスカよりカムヤツスカ邊まで
冬一犬坊遣候水薪其外人の往来皆雪車
身為引候所謂家軒子犬五六足す大
家尤二三拾足有之候犬一足子鮭魚一本
ツ、一日の飯料なり此処家木船木とも皆蝦
夷のグイと称すは木なり其外柳たんの木等
ろの木がびの本有之候冬の節左サレタテと
も日々軍の秘書古のホトと掛引教居奉東の方

本邦の三四里隔てニルカと称すは山阿り其西子コシ
トエと称す川有之候其川下りて所謂ヲホタ川と合
て市の東より海子入又北の方ホウギンスコエ川有
之但シハ川なり其邊に病家有て常に病人四五拾
人ツ、居候也右のナ川もヲホタ川に結ぶ市より病
家まで本邦の九一里程又北の方五六里子一壺山見
也はヲホタ川と称す西北より流は所謂是左ヤ
コウツスカの通なり又北より西へ續きたは山阿り市
より北の方九八里西の方へ開たは事三拾余里
南西の方子いこりて海子出は

四地の小長五尺程口差渡二十六挺つと覚ひ候是ハ五郎
 治如年より今年五月迄子見請候事も無之知の大筒



本陣の三四郎殿より五月五日の夜に松本を去りて...
 (The rest of the text in this column is extremely faint and mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.)

水 園

氷海
夜國



一船ヲホタ川へ入津の砌を海岸は高さや、小有之右家
 根の上は柱一本立置候て是へ旗を立合図い、
 塩満候節船川入い候其屋くらの下子唐金の
 四五百匁より小一匁程の大筒五挺四ッ車臺は掛、
 常小有之候又、ミハイロ、ユワノイナ、ミニワコエと申者、官
 名カビタシ、レイテ、ナシタ有、といふ右の者の家の服
 子、海くの大筒大小廿挺有之候皆四ッ車台は掛、
 物有、大の方長六尺位口差渡三寸余と見受候右拾
 四挺、小長五尺程口差渡二寸六挺つと覚ひ候是ハ五郎
 治知事より今年五月迄は見請候事も無之知の大筒

也。是ハ未年カ夕ナシリクハ来ハゼアナトイフ船カ大廻リい
 ち候節王城より積廻一たは事と覚ひコホウツスカ
 の役人知年ハユワニニカライサホハリニ官名カビタン
 といふ辰年ハハハフトいフをのイリコツスカより来
 リカヒタシ、レイナンタといフ船掛リあて役方なりと
官名いハ同年ヤコウツスカより市の掛り役人ホツホツコウ
文ニカといフ来リ者アリキセユワノイサトヤラ申候ず
 同年秋カ己年の春なはかニツコエと申者王城よ
 リ来リババエフモアリキセニワノイサモ相返リ候ホハ
 リニ事を我クコリヤヨリ己年帰リ間もなくコホ

川カ出立イリコツスカへ参候由其後五郎次イリコツス
 カに参たは節をホハリ王城に参るは由ヨイ
 リコツスカ子居不申候右ホハリニテホウツスカヨテ
 之レ申候ニ在其方とも不便ニ思ひ早ク日本江帰
 申度王城に書状差出候へとも途中ニ在右の
 書状取をさし王城ハテロホニカへ遣不申候得を
 致方無之候ヨ申事ニ候
 一己年カ五郎治四十二才の厄年なれを何卒ヲ口ニ
 中國放して死度事と存正ト口フリイリヨリ盜行
 候長左衛等我俵賣拂ハ候得テ何を相待可

五郎治何
等怪儒

申様無之又コレバイヤりて我々兩人養ひ方も不直レコ
ニツコエといふ役人の方へ参相尋候へとも不存候由
ホウリストウフハ王城へ行遊死ハ候由ホハリハ
不首尾に相成我尋王城の方へ一里も参存入無之
只本邦へ不返趣申卷候ハ首ハ死候心掛
也然レ此上を逃候より外無之候と兼て心仕度
いたし相待候処三月春上旬依平大傷寒ハ大病
子相成殆と死あんと先依之五郎治たハなるの
か人應丸三包有之候故出ハ為吞候処也ヤト
ホトヤト十二日月りて人心持付候間何ヤトが為ハ

通在斯

リヤ利いと養ひ候処日増ハ扶く相成候処右
の傷寒三月下旬又五郎治へ取付此ハ即瘳も無之
候得たコレヤの病家へ至り瘳治いた貫ひ候最
早四月も相成候得た心ヤを候上病家ハ喰物
不足りて急ハ肥立候事も相成不申大病の上
たれ一常ハ山子給候事なれをコムパニヤへ
立歸り牛肉杯身煮て給候て追々快し相成候
此節依平毎度塩焚場へ本ハ子行候てアペリセ
ニヤといふ女ハ兼り候より五郎治へ申聞
候ハトレグシ一人鹿六拾及持参候処不調法有

て右の^しに不残ボハリ^こ子取上り此上如何様の六ヶ
敷書出来候をも難斗候間日本人と一処子^外行申
度趣申候より尚又右のト^かし鉄鉈甚上午
子^て飛鳥も^お落候由^お外^く鉄^案事候間^為知候
と申候由^りて^仇手^如何^いた^候哉^と五郎次
へ此候間夫も何より以^この^望の^事た^とく^右の^女
偽言い^まし^候とも^外く^此節^外出候時節^不
れも先其女の任^せや^如配^り物^の彼女子
預^け置^き若^トレ^グに^偽り^て参^不申^候節^右の^預
り置^たは^物を^以て^二人^連れ^り何^方へ^あり^とも

可^参と申^合夫^{より}両^人を^兼て^拵ひ^置こ^の逃^仕度
の^物を^持行^預け^置候^如後^子偽^りた^は様^子相
見^得候^先ト^レグ^に為^逢候^様申^候如^彼是^と申
今^も明^日も^一向^為逢^不申^候依^之偽^りた^は事^明
白^に相^分先^達テ^預け^置候^は々^相返^候様^両人
申^候へ^{とも}右^のア^ペリ^セニ^ヤ高^聲に^相成^一品^も返
し^不申^此節^ヲホ^ウツ^スカ^の役^人子^申聞^候得^を取^返
す^も宜^敷事^を候^へとも^我く^逃出^候事^も相^成
不^申候^様子^も成^行候^をと^差支^まあ^よ
ひ^候間^其終^り捨^置た^る其^冬我^ハヲ^リヤ^ナリ^帰

リ候節右の女ボリワと称す所へ呼出りて思入為聞
候右のへりセニヤヲ被謀候へとも美在は未あまも
相成不申候間正和の月十日と覺ひ未明子コ
パニ^カ西人^カ逃^カ出^カヲ^カニヤ人子隠れ行事なれを通
も左を本原谷の^カ軒斗り行事あれ雪をまゝく子
消^カ残り雪代水みて谷水冷候事言語もあよひか
く^カ殊^カ子^カ兩人とも大病上りの事みて力も無^カ之候
上脊負たる物もあ^カ二里程の道な三日程みて
ヲラカといふ大川へ着右三日の内日も筏ニツ拵へ
常果此処へ来り候處此川を大川とれ^カ餘の常

の筏にて越候事相成不申生木城伐て筏拵ひい
こ^カノ^カ乗^カ渡^カとんとせ^カめ^カ知^カ生^カ木^カな^カれ^カ志^カツ^カニ^カ乗
事不叶又其筏を捨て今度^カい^カかれ^カ木^カ城^カ伐^カ出^カり
筏拵ひ成就いこ^カ候^カて^カヲ^カラ^カカ^カの^カ川^カキ^カツ^カ七^カ日^カめ^カ子
て越^カ候^カ夫^カより^カ向^カの^カ方^カを^カ嶋^カの^カと^カく^カみて^カ川^カ縁
筋も有之或は橋をかけ或は筏を組^カて^カ渡^カり
行候處亦大泥子出^カり^カ爰^カり^カ又^カ大^カ筏^カを^カ拵^カひ
翌日西人獲り出^カり^カ候^カ處^カ三^カ尋^カの^カさ^カに^カ届^カき^カ不^カ申^カり
依^カ之^カ右^カの^カ棹^カを^カ立^カて^カ帆^カ本^カ綿^カにて^カ帆^カ拵^カ拵^カへ^カ幸^カナ
ひ^カ宣^カ敷^カ東^カ風^カ吹^カ幸^カに^カ帆^カ出^カり^カ梶^カも^カな^カき^カ筏^カにて^カこ

里斗西の方に流水候事在りて此間の苦勞も打
忘れ此処より先一人通り無之事故^故の^上より
歌^歌唄^唄ひ遊子西の岸より着たり夫より陸歩
行いたる行候処川有之此處より^何より子
竜の鷲の食居たは^何ひろひ川端より^何て
二人喰居候処ヤコウテ一人手鏡を以て通り候
間我々^我追掛り来は事哉とぞ心見
まどつと^まかしたバラタと尋候處我々^我鉄砲^鉄
持巻いこ^い居候間近知へも参不申何やら云
ふ^いたか^い行通は夫より我々^我此川上へ登り磯

舟作り候積りありて二三日掛見候処右磯舟出来
場り不申候内^内飯料^料多く候て^何向とあ
相成不申候^候付三日程^程拵いたは舟を^舟打捨又
先の方へ行き大赤^赤河川の^河奥^奥決山^山な^ある所へ至り
磯舟造り候積りありて此所出立^出段^段之先へ^先参
候処^処即^即改^改右の足^足痛^痛一向^一歩^歩行^行不^不叶^叶依^依之
其濱^濱辺^辺に^に逗留^留して帆^帆本^本綿^綿の^の糸^糸を^を扱^扱て^て網^網拵^拵ひ
い^いて^て定^定身^身休^休居^居候^候此^此節^節に^に一日^一に^に一^一里^里二^二里^里ツ^ツな^なり
て^て歩^歩行^行不^不叶^叶其^其内^内脊^脊負^負来^来た^たは^は飯^飯来^来も^も残^残り
なく^く亦^亦に^に相^相成^成網^網も^も出^出来^来不^不申^申いな^なく^く足^足の^のい^いこ

とも止之不申候へ此節困入るは事此一時に
掛まり夫よりあらくと西の方へ日々参候処思
ひ掛あく丸本家五六軒あはれ処へ至は思ひ掛
あか小屋の有之候得をヨロイヤ人なは前と存。
兩も志きり子降り候へとも彼処へ至は不
叶跡へ引返す其夜を流本の下子かじみ居
り夜もたか良大雨子濡てあつひ兼彼小家
へ南無三寶遺りといあ子兩くと名子行候処
ヨロイヤ人子有之とレグレとも思ひたはより
を心安く鱒の煮たは物身我くは出り為食

一人りて二本之給候此処別ヨリヤといふ所あは
す此節六月上向りて鱒も女々有之煙も道中
あり拵ひ来り候得を自分ありて鱒漢い
給居四五日逗留い下り川上へ登り隠小屋
たう此ヨリヤを大川あれを舟なく竹筏拵ひ子大
骨折又た飯料子給りあか言語子難延き
あか流いた川上へ至り候処いまも川上子魚
なく不^おとんと雨くとも死なんとあは言度々
也此上迄大川なれを^お川上へ登り隠小屋候ヨリ
ヤの川裾子トレグレ沢山居候へを我く近知

子居候傍難成八九里川上子小川の有は処子隠れ
居候て六月中旬より七月中旬より一向奥不足
子と筆由走らぬ我とすれ一最早奥七是限
りなは事もやと奥あオ内子骨折いこ
七月下旬より八月子至り奥沢山有之候(と名
此節^山果一向漢幸埒明不申然もとも唯今
等用いた候得左雪中餓死子あよ候
事なれとと小やうおふやら鮭鱒^本本余
取揚候得者^本斗心カ落着十月下旬より
塩^本あを鮭^本魚の水^本煮^本斗^本給^本是^本ま^本て^本七^本月^本程^本給^本

居候処其ワリヤのトレグ^本とも雪中子至り狐兎の
捕^本葦^本子^本出^本我^本之^本薪^本取^本取^本往^本来^本せ^本は^本足^本跡^本あ^本見^本付^本
コホウツカハ為知^本は^本様^本子^本あ^本て^本コホウツカハのナ
キヤリニカ^本ハ^本ハ^本ハ^本ユ^本ワ^本イ^本キ^本ミ^本ツ^本ユ^本エ^本方^本より^本ナ^本エ^本マ^本
コホセ^本コ^本とい^本お^本か^本サ^本カ^本并^本ヤ^本コ^本ウ^本テ^本ニ^本人^本ト^本レ^本グ^本とも都
合ハ九人^本進^本み^本て^本雪^本車^本三^本艘^本あ^本て^本但^本こ^本大^本子^本為^本引^本候^本雪
車^本也^本尋^本来^本り^本五^本即^本は^本伏^本平^本と^本家^本の^本後^本より^本呼^本候^本得^本
と^本心^本く^本寝^本耳^本子^本水^本の^本入^本た^本は^本こ^本く^本与^本は^本事^本な^本也^本
右^本兩人^本相^本談^本決^本着^本不^本致^本候^本内^本と^本返^本答^本不^本致^本候^本慶
迎^本子^本来^本海^本者^本とも^本我^本之^本鉄^本砲^本持^本参^本い^本こ^本た^本事^本

知是候へとも不家へも不入皆不家の後子居り呼
居候此節夏なれ一致方も有之候得共深雪の
御りと言右の奥塔置何国へか参可申其止上
子着物も足子履ものも無之候得を如何とも
へき様無之先ヲホツスカへ立归り冬暮りいこ
来春子あよひ候々又々致方も有之可申哉と付
迎の者と共ヲホウツスカへ至此節三ツ工正方
参候処如何いこ一外候哉と申候間コムパニヤ子
て二人の者とも養兼候間外へ付リヤへ至る鯉
魚取て給居候外たはるし無之候よ申聞候

処増もなれ事あんな処へ往といふ是故ナレノと
いふ此度まコムパニヤるに能く養い候間コムパニヤ
江可卷といふ子付又々同処に至は此節我々付
やめて取揚た梅鯉、鱒、鯛、本コムパニヤるに釣銭
十二文の賣拂右の替りなはるかバルカスタ子
トルバサ其外小者等迄具候養方前のごとく
兩人ゴリニカといふて風呂家着物忍く小女
処子居候て己年又ヲホウスカ子越年いこ
候存聖年知年四月下旬五月上旬の頃
一ノ漢子出度由申コムパニヤすう小舟一艘借

老
康
六
六〇

五
五
五

七
五
三

海
前

みて下書出し依平方より証文請取右証文の荒増
一此度兩人相分は候款と思ひく存念有之候に
付分れたる事候も若も運子叶い本國成就い
こし候は比趣は以親ともは御申聞らば珍しく
候為其一札依平如件

年月日

如此証文請取依平は彼地へ残し置候筈の外翌日
如何心得候哉又同通いこし可成との儀は付夫
より兩人みて仕度いこし翌日未明に三人連みて伊
はらワスカ出帆時候四月下旬五月上旬の事なれと

おいまく海一面は氷にて小舟の遣は方も無之様
約ラカと申川裾のいこし最早氷にて道もなく
なりぬん其夜はラカの沖氷の上は磯舟を引
揚一里も沖に宿れ此夜も別て寒く雪返も
烈敷大難流翌日雨吹も止同知出舟氷の朋た
は処身尋て兼行アテプと給は海川の沖に一宿
翌日出舟沖合にて海新し一足打肉積入り
川の川裾を翌り候知夜に入てワリヤの川は見定か
く翌日ワリヤへ着致此川は昨年兩人みて七ヶ月
隠見居たは川也此処別て雪澤山にて川も一向

七ヶ月

明不申トシ知^レ等々々居右の者とも此節 飯料
の奥も無之時即ち水も無く持参たは^レ何^レも
い^レの向杯分取て候知大^レの境^レ三日程
留^レ磯舟の上板等掛候^レ付^レヤコウテト^レク
こ^レ子^レ手^レ傳^レ為^レ致^レ候^レ但^レヤコウテハ大^レ工^レの役^レト^レク^レこ^レを
鍛冶の役夫^レく^レこ^レ子^レ手^レ傳^レ為^レ致^レ回^レ日^レ目^レ子^レ舟^レも出^レ来^レ候
こ^レ付^レヤコウテト^レグ^レこ^レ申^レ聞^レ候^レこ^レ付^レホウツスカへ
歸^レり候^レ趣^レ申^レ聞^レ此^レ處^レ出^レ帆^レ夫^レより此^レ地^レ方^レ一^レ坤^レの^レ方^レ流
た^レ存^レ候^レし^レこ^レ人^レとも脱^レ思^レく^レ何^レ国^レと^レも^レなく^レ参^レ候
知^レ飯^レ料^レ已^レ終^レり^レ其^レ口^レ子^レ何^レも^レなく^レ

海岸^レ尤^レ未^レ氷^レり^レこ^レ一^レ向^レ明^レた^レは^レ知^レも^レ無^レ之^レ候^レ得^レた^レ陸^レ場
候^レ事^レも^レ相^レ成^レ不^レ申^レ今^レ日^レも^レ明^レ日^レも^レ無^レ喰^レみ^レこ^レ行^レけ^レは
こ^レ一^レツ^レの^レ小^レ島^レ有^レ之^レ其^レ小^レ島^レ子^レ右^レも^レ志^レと^レぬ^レ鴨^レの^レ沢
山^レた^レは^レ言^レ言^レ語^レ子^レ述^レか^レこ^レ其^レ島^レの^レ平^レた^レは^レ知^レ子
カ^レエ^レメ^レの^レ卵^レ沢^レ山^レ有^レ之^レ是^レ取^レ取^レ二^レ三^レ日^レ中^レ飯^レ料^レと
い^レさ^レ其^レ後^レ何^レが^レら^レの^レ向^レ杯^レ取^レ取^レ給^レ候^レ六^レ月^レ上^レ旬
の^レ頃^レア^レリ^レテ^レマ^レとい^レふ^レ知^レ候^レ志^レら^レに^レ海^レ岸^レ通^レり^レ候
知^レト^レグ^レこ^レ一^レ人^レ出^レ来^レく^レ乗^レた^レは^レ小^レ舟^レを^レ見^レ付^レ候
奇^レ重^レ殿^レ々^レ大^レ勢^レ子^レ相^レ談^レ大^レ勢^レ走^レり^レ廻^レり^レ我^レく^レ我^レ呼^レ
掛^レ候^レと^レも^レア^レリ^レテ^レマ^レな^レは^レ言^レを^レ志^レト^レ在^レウ^レク^レエ^レた

海^ノと存捕^ル小^ノ不^レ叶^ト思^ハ真^ノ帆^ノ帆^ノ也
場^ニ帆^ノ出^候處^トレ^グ之^等バ^ア夕^トい^ハ小^ノ舟^子四
人^ノ乗^四艘^ニ追^掛候^レも^も真^ノ帆^ノ上^ニ擡^立
カ^限リ^マ漕^行者^ヲモ^モト^レグ^ニ等^追付^キ不^レ叶^ト
皆^々陸^ノ場^リ日^暮方^{ヨリ}大^枝立^居候^夫す
翌^日登^壇我^々遠^方陸^上い^ハこ^ノ休^候是^す
先^猶以^飯料^子詰^リ大^難流^別五^郎治^腫氣^子
二^向歩^行も^不叶^ト垂^コは^ハ舟^も長^道中^来こ^ト
續^テ海^處も^無之^痛い^ぬり^と行^け海^子
南^ノ方^子島^見得^候間^是を^兼聞^テ海^也也^也

り^とい^ハ小^ノ島^也海^也彼^島へ^渡ル^人事^切歎^お
と^いへ^とも^食物^無之^殊子^土用^喧中^の時^節な
り^とい^ハこ^ノも^海一^面を^二度^おて^途中^す
帰^リ彼^島へ^渡リ^候事^不叶^ト此^節如^何せ^んと^安
事^煩ひ^居候^處廢^の形^な又^物子^二角^を科^の角^ノ
の^こく^なは^物走^足打^留た^レ是^以島^へ渡^海の
飯^料と^いこ^ノ三^度同^子名^もな^り小^ノ島^へ渡^リ此
渡^リ九^里程^島の^廻り^二里^斗本^な草^斗飯^決山
夫^すへ^ケレ^スラ^ハ二^トロ^ワ一^里本^程右^へケ^レス^周
廻^廿四^五里^南方^遠々^夫す^り南^方子^島也^也

セシタリト号ル在威ハセシタリスケともいハケシス
ヨリ渡リ三里程周廻四五十里車の方子取有リ唯
一舟一右セシタリト島へ渡リ候訣丸ヲホツスカ
ミト表候処先年ヨリシヤ人ニ拾人程彼処へツ
ボリ瘋子出候処冬子いたるセヤウヨトといハル
の出エ三拾人斗の者ヲ取喰ハ候由其内飯焚
一人水ヲ渡シウケユ一逃たりといハ其後瘋子
も参不申候一モ彼者とも持参セ一鉄砲玉
薩なと沢山有之亦彼島一摩も有リ何魚
子も沢山子有之候得とも彼セヤウヨト子用

入候由外ノの事モ此節鬼叔事ニ向テモ候
事も無之無入島有リト聞候モ其彼嶋へ渡
リ先年ヨリシヤ人居ル古家ヲ尋候得とも
見者リ不申此節海岸子ありかの寄揚リたる
此の有之能一足在のオカガ喰ヒ居ルは身見
者左の能ガ打人として舟ヲ乗廻リ彼能の
一カガ喰ヒ居ルは身見五六間子いたる舟より
打候得とも波のトケモ一能ハ不齊此故子能ハ
此のハ彼処ノ揚リ見候処大なる有リか
り能ハ打揚リ候一とも大なる有リか
能ハ打揚リ候一とも大なる有リか

の候得た大境は是れ切たる處一艘の舟子人大
 勢乗来り物く鬼より此人もきも身つぬし道
 手の者なはれ哉と云ふド彼者ともへ様子牙
 聞ひ候処ゆふエエよりソウホリ瘋子出たは由
 りてヨロシヤ人二人トレグシ十六人来り候由あるハ
 先一安堵いこし彼等と一処子相成七月中旬
 より八月中旬向まて三テ余リヒレタリヒコト
 いたし奥有之候り、彼島子越年可致ヒコト留ヒコト
 ん、待居候へとも奥一向無之候へた越年も相成不
 申又と此処出舟南方ベレツヲ、ストロワ、渡行候但

こせとタリしより渡り一里半程但し周廻十五六里も有
 之可申候此島北の端南の端とも宜敷津有之右
 南端より一里程放き東の方へ流れたる一島有三名
 不存候夫より南の地方満州の地なはれど之尤彼地
 の北海より東の方マムコトと給はれ大川有之候由
 右の川ツレシヤありてアモリヤと給はれ西の方本邦の七
 八拾里内外より口シヤ團の川ウツテと給はる川有之
 此川上より本邦の廿四五里登り口シヤ出張ウツスコエ
 亦チロメカン亦チヌストロカ共右三名一種也右の処
 家三三十軒カヒタレワレリゲメツといふ役人居

候サルダテ三拾人有といふ右もワエススコ軍の掛
ガラズダシスコエカミサラエヒムユワノイナスタヒス
テナといふとの是は勘定方と聞得候とてヲヒヤ
周殺人の内子ガラズダシスコエワエシナイのニ名有
之ワエシナイの方を軍の方の志[?]を常[?]り世話
いこ候事も無つと聞へ候ガラスダシスコエの
方を諸色掛と聞得候然共ヲホウスカ杯をガラス
タシスコエワエシスコエ兼帯[?]おは[?]右ワエスコエア
リデマあてトシケシ[?]追掛られたは[?]処と心得候候
へも西の方を七八拾里の内外子ワエスコエ有之候

事候学も心附不申候[?]心な[?]は[?]西の方へ
奉行候処九月二日と覚ひ礮子鯨の頭寄たる
處^に大十の鯨^をセニ三足集り喰ひ居こり是は打
んと[?]岩の[?]登^り上^に登り其内子この
一番鯨打止めたる一人の鉄砲火移り悪く
候[?]火出不申其内外^の鯨皆[?]去こり依之[?]最
早雪降候時節[?]相成候へ[?]何国ともなく
可行様も無之候得[?]右の鯨の肉と鯨も大
々有之候[?]切取り[?]是は[?]飯料といふ[?]其処
小家拵ひ三人とも住居せり十月中旬子い

こり最早鮭の肉并鱈の油ありかの干物も
残些文子相成りかくていふ爰も止宿も成業
又々三人とも歩行いこし出行り此即一海
十面氷海子相成り舟大船も可幸海子も
無互候得て深雪を踏分或十高き山はより
登り亦大丸へ落て手足も一向覺無之夜子
入つて大雪に成り堀て野宿いこし七日八日同
みこげしやかと稱ふは者住居せは小軒見
きり其近処へ参候処大のふやは成り家内の者
聞皆く外へ立出居こり我く三人其処へラ

口こや詞めてズダラスラといよこ参候処
彼者とも物く江角力取の四の手子組たは様子
組付何やらへわつわと言然とも一向相談り
不申何がとよ有とも先生た目者を見付
たを其内へ入て仕候処ありやうの肉杯
吾食甚よるく三晩^連留いこし様子見
候得て家内の者とも我く三人巻ひ候事甚
いやかる体あれと其処も長^連留も相成不
申亦一日路西へ行候處爰も一軒同様者の
家あり是をゲレヤカといふ者なはよし則満

ギリヤヤ

州の蝦夷なは此處にトゴヒといふ所より
来たりトコトヤ蝦夷の年寄トコグコ一人名
田へムカといふ者一人トコトヤ訃子大直したる
者有之れしくせとたりし島へ鬼を見り来り候處
氷にて破船ト五人の内格人をせとたりしへ残り
我く五人を喰物身尋島々廻り候處一向喰物
子見當り不申不思此地方へ来り鮫打又鯨も有
て其處子小家な掛て此頃おて彼處へ五人居候
へとも最早鮫の肉も鯨も無之候に付我くこ
人の西の方へ来り残り或へ東の方へ人を見り

行たりと言ふ聲候處然も車子人な是時を如
何せしといひ候内人のな是時又此方へ立廻り可申
候若途申りて餓料を詰り候て死可申候と
申聞候處へトコトカといふ是ヲコトヤ訃りて
不便といふ事依之田へムカといふ者をもよひ者な
りと思ひ居候處我く三人トゴヒへ連參トコグコ共
より餓料の奥我我く出たりといふ一取集也
小等か喰玉郎治一人なは者な干殺し候様子
い多し候寔子鬼の何國子有候や是尋は
鬼どもいづれ此訣を羽立本年ウツコ丑に參

候節ト口ムといふ処まで相走れ候右の外之即
也此時ト口ムといふトコグシの老人申候を
破舟いひく此処へ参候は唯今如何可致
候哉トレグシも事由此之即敵討莫無之候
得ともトゴロへ参候へもトレグシも沢山居候
間如何様も可致候旨は彼者子同道い
とトゴロへ参候積り此之即我く三人の内
人左ゲレヤカノトリコノといふ者子頼一人養
候様右エハカ子通詞為致候得とも右トリコノ兼
知不致三人ともトゴロへ参候積りありて五郎治
御平

ミテレ兵士へハカ今一人年若き十七八はトレグシ都
合五人トリコノ宅出立一里程参候知ミテレヤカ
損一雪上步行不叶トリコノ宅へ歸一候ニ付若き
トレグシ美珠遣在依之五郎次佐平右年寄はは
トレグシ子付参候知左きも習ハぬ五尺余りの板
みて製一たはカレキ履行事おれ右の年寄は
追附事不叶程なく見失ひ右トレグシの足跡は
こへ行候処寒氣甚敷候上雪吹も烈敷りれを
隔も見失ひ殊に夜子入行方走れ野宿や
せんと思ひとも年足もくへ火打付候事不

叶されも如何せんと四方を見廻し居候処迄かの
向ふ火の光り見得候間天のありへと喜ひ
彼年寄トシグシの小屋なるに
とて立寄見
てを夫もて何よて若たトシグシ二人此処へ狐獵
子出たは田ありて爰に及小屋いこゝ居たはよ
何ももせよ今夜は此処に明かと思ひ小家へ
入て何そ食物有之候らんやと尋候処寄鯨
の腐りたは物煮煮て出たり喰ふて見は
酢く辛く一向喰ふ事不叶五郎治少し斗り給
臥たり依平に申聞候子と此鯨至て悪く候

間給申聞敷殊に其方服合も不亘候間候
相止可申即執老人の小家へいこゝり菓肉等請
て給可申と再三申聞候へとも運命ありて
終に候りや一向聞入なく給候処安き
翌日大病に相成歩行も出来不申五郎治か
子掛ヶ一里半程の処朝未明より暮方迄
之彼老人小家へ至候此時に
之来は今日十月廿一日と覺ひ此節依平大病
子相成候処トシグシ等明小家へ程可申旨申
候し舟依平立人として
候

引テ大子立服して彼者申候様此者兼て悪き者
也予り此時様子痛き足へころんたは由身
て依平の頭をたしかみ候然とも依平を此
節口も不叶程の大病なれを唯此の内子何や
らんウウといふ居候是れ見へ五郎治大を
小言いよて為聞候在て子殺し果さんとも思ひ
候共軍をも無之候得を人殺我治^治様
も無之候得は其候子いゝ置て今度依平踏た
は事をも誤合有之候事なう右も長々の道中
あり引テ無法いこし依平と度々引組其毎に依

平は折負右の残念此度報たは^強右道中にて依
平引テ度く^{喧嘩}けんく^{喧嘩}いゝ候間五郎治依平へ
申聞候ま引テ事を唯今死人同前の者也^遠
く是迄安内為致参たは者殺し^も何の手
柄も相成間敷殊一人なうとも治こは者て^お
此節用之候事也決して引テと争ひ無用なり
と度々依平の申聞候得とも引口にや人を別て無
法な故依平と組合候也其度事引テ負候
五郎治事も二度目^文の被打候得共不構道安未
内為致或も^文久^かや^かや^せ也或は鳥身折子^遣候

得た余、腹^腹立候も不及候。翌日十月十三日佐平
 死去。阿^阿也^也り。な^なは^は事^事とも^もあ^あり^り依^依之^之五^五郎^郎治^治不^不
 成^成り^りお^お致^致さん^んと^とシ^シテ^テレ^レ江^江手^手傳^傳ひ^ひいた^{いた}候^候様^様申^申
 候へとも腰痛^{腰痛}候由^由申^申て^て手^手傳^傳ひ^ひ不^不殊^殊古^古雪^雪
 事^事へ^へ載^載て^て五^五郎^郎治^治一^一人^人を^を引^引とも^も此^此節^節餓^餓死^死せ^せと
 申^申候^候様^様な^なは^は左^左涙^涙お^お流^流し^し引^引とも^も不^不来^来此^此故^故子
 トレ^レグ^グシ^シとも^も相^相頼^頼候^候処^処ト^トレ^レグ^グシ^シとも^もも^もり^りや^やカ^カリ
 手^手傳^傳ひ^ひ仕^仕間^間敷^敷由^由申^申候^候事^事故^故此^此五^五郎^郎治^治申^申候^候子
 才^才然^然を^を我^我産^産人^人の^の如^如何^何とも^も申^申候^候様^様な^なは^は一^一此^此
 処^処に^に此^此終^終る^るて^て死^死人^人打^打捨^捨置^置候^候と^と申^申候^候処^処是^是

ハ迷惑^{迷惑}なり^{なり}然^然を^をと^とレ^レシ^シグ^グシ^シとも^も三^三人^人手^手傳^傳ひ^ひい^いこ^こ
 一本^{一本}梨^梨へ^へ運^運び^び雪^雪の^の穴^穴に^に身^身を^を堀^堀り^り其^其処^処へ^へ入^入り^りつ^つみ^み上^上に^に本^本身^身
 澤^澤山^山伏^伏掛^掛印^印身^身立^立置^置候^候其^其後^後ト^トレ^レグ^グシ^シ一^一人^人佐^佐平^平同^同様^様
 の^の病^病氣^氣を^をて^て死^死候^候此^此節^節五^五郎^郎治^治へ^へ手^手傳^傳ひ^ひい^いこ^こ
 候^候様^様申^申事^事故^故先^先達^達て^て佐^佐平^平の^の節^節手^手傳^傳ひ^ひ受^受こ^こは^は
 事^事な^なら^らぬ^ぬを^を早^早達^達出^出て^て手^手傳^傳ひ^ひい^いこ^こ候^候是^是も^も佐^佐平^平
 同^同様^様雪^雪の^の埋^埋本^本身^身切^切掛^掛置^置候^候或^或右^右ト^トレ^レグ^グシ^シ
 を^を先^先達^達て^て我^我く^く夜^夜中^中一^一宿^宿せ^せ一^一処^処の^のト^トレ^レグ^グシ^シ子^子て^て五^五郎^郎
 流^流備^備平^平死^死ト^トレ^レグ^グシ^シ二^二人^人都^都合^合四^四人^人右^右鯨^鯨給^給候^候処^処佐^佐平^平産^産人^人
 ト^トレ^レグ^グシ^シ一^一人^人死^死五^五郎^郎ト^トレ^レグ^グシ^シ一^一人^人活^活残^残り^り候^候也^也夫^夫より^{より}ト^トレ^レグ^グシ^シ

の丑へムカ^の処子五郎治^{シテ}兩人養^ル九十四日居候処^シ
テレ申候^アモ此所^ニ喰物悪く何共難治候間以
前のケレヤカに可参旨申候。付此郎五郎次申^レは
ま左夫を隨^ハ合宜敷事候得とも極寒の砌と
①亦我く寒さ^ニ或凌^テて衣服も無之^ノ尤様方^ニ之に
掛廻り候^テ唾^ハ途^中中^ニて寒^ト死可申候今少
暖氣^ヲ相成候節^ニ待^テ二人連れ^テケレヤカ
へ参可然^ト申聞候^ニ彼者言^ハは^ス夫途^ケ
様^ノ処^ニ待居候^ハ此処^{ヨリ}餓死可致候間
何分^デケレヤカへ参候由申事^故任其意一人^{ケレ}

ミテ死

ヤカへ参候由申事^故任其意一人^{ケレ}ヤカに遣候^趣
子い^ハ候^五郎治事^ヲ餓死^ヲ兼^テ賞^語候^得
得とも好^ハん^テ寒^ト候^ニも損^ナく^トトコロ^ノ
暖かなは^ハ家子居^トシ^テの新^伐魚^ノ干物^少
々^ツ世^間い^ハ給居候^テ七日八日^も暮^リた^ハ節^ケ
レヤカ^{ヨリ}ト^シグ^シ一人^参其^方の^合手^途中^ニ寒^ク
一^死候^由申^候得^{とも}在^ベき^様なく^殊子^ミテ
リ^出立^り砌^ニ有^合の^道具^鉄砲^玉薬^鑄火^打席
打^積み^て持^参い^ハ候^得とも死^たは^者也^活
候事^も有^之間^敷候^得とも彼^鉄砲^身失^ひ候

のさる増

ベルライ依手フトロイニテレデワエハサムサメレズレウ
メリラトニグソウフニセムウエノワツタニエトヲロスス
コエナラヒドスエヒシモスモリハラウラズモズノ
ズゼイラエヤ 14 8 10 10 10 10 10 10 10 10
此良丸工門と申を五郎治と書候マヲホウハスカ
より此良丸工門と申を五郎治と書候マヲホウハスカ
口より此良丸工門と申を五郎治と書候マヲホウハスカ
後山4コエ江参遂は良丸工門と相成此趣クナシ
リ兵子江戸表より御奉行様方五郎治も良丸

工門と改名いふ候儀証合有之候事なり哉と
御尋被遊候得とも其節右書付の節の事遂は
失念御奉行様へ不申上候唯口より出仕せし良
丸工門と申は由御答申上候右のヲ口ニヤ文字
より書こは書付トニグシへ相渡候處皆々
ハ歸リ候其後トニグシニ夕月余リ経テ同知引拂
ひ何国ハ行こり人五郎治一人子相成食物を
持た如何とも去り候なり此節正月の上旬
但し今年十二月閏月ありと覚ひ候處
閏月なほす漂流人子逢て始て是依之我正

月と覚いためを二月上旬なり是より五郎治再
ゲレヤカへ至て此節アリヤヲシといふトシグシ女
房アガヒヤ娘エルコク第男ボヤ名又シユグト右
の者奥山すゝ飯料の奥子詰トゴロに帰り間
もなく同処トシグシ引拂ひ候得共アリヤヲシ
前書のもよく飯料持ざぬ彼等と共に行事
相成不申是もゲレヤカへ参鉄砲質入いく
春より被養候積りて五郎治同道いこーゲ
レヤカへ参は此節アリヤヲシ雪車一艘女房アガ
ヒヤ雪車一艘見とも一人ツ分て棄せ犬子引い

一日もゲレヤカへ参は子宜敷候処五郎治歩行りて
参候得を彼アリヤヲシに追付追付事不叶準
等途申りて度々待合居最早晚方アリヤヲ
シ見失ひ今夜も五郎治一人野宿せんと思ひと
ほりくと行候処彼アリヤヲシ夫婦雪穴を
鑿て火を焚き相待居右の者申候りて其元厚
く成可申と扱ふ先達て我く此処へ来て火
を焚相待居候早く火子當り可申由五郎治思ひ
掛ちた事なれを大きに悦ひ此処に野宿食物
をた大本の根元へ火を焚き候処其大氣一

大も登り其大急まり寒気切ふを翌日ゲレヤカ
のトリコといふ所方へ至は此節ニテ海岸に
死たは間夫すう遠陸に引揚る少ありなり此節
鉄砲其外尋候へとも一品も見者り不申者至り
候て御もり杯も居候得共鉄砲をり先是
不申者相なり不申五郎治大難法いり候
是より右のハリヤラといふ者子通詞致満州
の者ありと言ふ五郎治満州に至る人と云トリ
この宅左男三人女五六人宿借五六人居たり此
節ゲレヤカ我トシケレとも五郎治也タリ島へ

来り破船いりたは誤城尋候に付五郎治由
聞候子を我満州の者なは満州王様より世に
タリ島子鬼^{サヤラ}か居て人財取喰ひ候す彼所へ
至りセヤウラに見届々参可申者付此度セ
に島へ参候処氷より船破船いり飯料其外
不殊海失セシタリ島へ陸上いた一彼^鬼セヤウラ子
クも居候ク取喰ひ可申とセシタリ中掛廻り
候へともいかな者セヤウラに一尺も見者不申依之
無標此処に食物を尋来て雪子降結ふれ
此所へ来り候明春中のて養ひ其満州へ遣

此等様申候、如リリ家内の男女満五の者な
トモ満州歌（五郎）ハ依之五郎治松前子
ト童唱のふと小歌ハ唱ひ為聞候処右の者
とも満州の歌子無相違候由年寄共申事子
御座候依之五郎治何ト一ト偽可申候哉さ
良子偽子を無之候と申聞候処其後より五郎
治名ハ呼不申満州ト斗呼候ト家内の男
女度々満五ルヤ（タ）トとい少て迷惑いた候事
也右の者とも是まともい（味）然（疑）こ（か）く
ヤ有らん寔満州の者なト破船いこ候

ともおんお其品有候一とい少て度々お上
い候得とも満州の物おとと楽等子見せ
候き物も無之候得も是迄身お放さお持
来リ金昆羅大権現の御本像有之候お出
是を満州王の御像也是を出帆の砌満州の王様
より被下候に付是斗大節は是まとも持来候
其方ともの手は渡し候事相成不申候間と
おあり候可申とて御足お錦みて包おか
ト彼者ともへ為見候処誠子満五の王様子
無相違候由老人とも申候てゲシヤカとも申

候るを如斯の満州のトクマツの本像有之候上
を其方満州の人ニ無相違と申物子御座候
得を此上を其方候明春迄心置なく我方
ニ居可申候明春をマムゴ川よりゲレヤカ交易
ニ参候間其節彼舟ノ乗せ遣一候物くも
此節飯料不足あり難詰なる事子候得とも
其方満州の者なト唯今如何可致候不自
由なりとも此元ノ居可申候猶又此日ノ
方一も参度候つどちりなりとも勝手次第
明春マムゴより舟参候おて待候様トリコノ

其家内ノ者とも請合具候に付此元ニ被喪食候
積り此節金毘羅の御像無之候て此所あり
餓死いこむ候依之右トリコノ申せしこと
く此日ノ方へ其後罷越此日ノ方といふ者
世説も相成候右のありやコレといふトシケ
しも其後トリコノ飯料無之此日ノ方へ参親
子四人此日ノ方被喪食候ケレヤカトシケニ候
を年々の困窮を余も苦も致さる候
得とも此節御杯産れより以来かくは難詰
聞左候事も無之候得て一日ニ三寸短なるか

れりの干物三枚位ありしと過華美最早三
月中旬より相成候節去午年霜月迄三人住
居せ侍小家に参其所に殘置たは此々取調
いこし用之候もの有之候し持参致度候
得共此節遠方へ步行無覺申候へとも打捨
置候事も難成候と付兼てゲレヤカトシとも
江右小家に於て連れの者二人殘置たは趣申
聞候事故此節殘し置たは連れの者とも油死
の音見届て彼小家へ参度趣申聞候処引
引ヤラシ長ケレヤカ三人道安内方か下鮭の徒

来し有之候哉と彼等申合玉郎治とも都合
五人出立去秋我く三人ありて揃ひたは小家へ一
晩野宿いこし翌日一着去冬我々三人連りて
海岸参候節不案内故七日八日大難治致候
得とも此度と四人の道先附添参候得と山
もなき廣大野原を一向難治も不致
彼小家へ至は然は処右小家百五拾日余も捨
置こは事なれと雪の埋りて戸明き候事
も相成不申依之五人してかかりて雨
或不足の内へ入て見出た内も雪も無之候

こ付今晩て此処に五人六時候。此即ゲレヤカト
こゲレヤカ元子残置候と兼て申置たは二人
の者とも居不申候得不審志人子存彼者と
も何方へ参候哉と相尋候へとも元よりなを
事なれを五郎治申聞候を彼二人の者も人尋
子何方へ参途中ありて餓料無之死たは事なれを
一と申聞置候翌日道安内子来はアリヤラレ
ゲレヤカ三人の内子ウデノといふ名の者一人有之都合
四人とも帰り去は此小家に五郎治一人残り十四五日
留餓料去秋也とタリにありていなるあり

かの肉の干物と有之是れ餓料のいゝ居候此
節五郎治一人右の小家に居て夜寐少ぬ候と御
付く男は三人是迄迄子難治候凌キ、
来て俄来にテ死たは一人五郎治一人いおと治
残居候間定て浦山敷男魂は来は事
も有不九様候て俄来にテ二人とも五
郎治申せし事候用ひを死て五郎治一人子
難儀為致候趣変て五郎治方と恨み可申と
思ひ長儀一もいかな事心一足出不申右邊
田中ヨホウツカより乗来は磯舟去去年長々

の海上氷塊摺歩行候事故不測續たは處も無
之此所_子ま_丁捨置_は候事なれ_は此節五郎治
釘城抜取_は當年磯舟造_り漢業お_もい_く
一又候此処_は越_年い_く候_{とも}今年_の様
な候事_の無_之様可_致占_心掛。此_は即_古釘不
残_後取_てゲ_レヤ_カへ持_参い_く候_右ゲ_レヤ_カ
へ一人_帰り候_節道_子二_晚野_宿食_物を_取
か_の干_物火_々有_之人_終押_用い_候様_子給_居
候得_た心_身疲_果三_晚日_子至_り雪_吹も_烈敷
夜_子入_之水_を一_寸も_先不_見得_ゲレ_ヤカ_の家

た_いま_く遠_方なり_と心得_氷子_野お_のだ_た
お_れは_候候_誠子_絶作_絶命_{あり}と_其所_倒
子_望一_眼牙_おさ_を居_て金_昆四_雄大_権現_る觀
音_の号_は唱_い聲_限り_子念_し去_らく_有て
目を_閉を_見れ_を向_し半_町子_てゲ_レヤ_カの家
目_{の前}子_煙見_得又_犬の_ほ々_の声_おも_聞へ_候
得_い窓_の覺_めた_はと_く余_いぬ_かく_若
外_のお_家な_は事_もや_と立_寄見_れを_彼の_じ日
こ_のか_宅あ_りれ_た家_内の_者も_能来_り今
夜_野宿_い候_て此_雪吹_まて_死可_申と_て

老婆杯悦ひ申事候其後四月中自礮舟
造船いよいよおとへいか様相成候とも舟お
くこ不叶事候間毎日川向ふへ渡り一人
簞杖腰あさし此節疲果行歩さ勿論目も
ろくに見得不申候得とも不得止造船い
候事なほ毎日川向に遇ひ本杖伐さん
とも錯振上流力な然とも涙杖流
なかつ十四五日掛り礮舟のふたといふ物杖
掛ひ候節右途中の十川次第に氷解て廣く
相成候に付此処へ本杖伐て丸本をて積杖

掛渡り候処餘疲目七ろくに見得されを右丸
本杖踏損し川中へ落入り左右とも氷高
ゆれを牛杖掛候処も無之水早一足子五
尺余の板をて掛お流カレキといふもの
な掛居候得七簞杖腰あさしなかつ川下
へあか其次の冷寒いよへいもあか
早二三間流は候得ハ氷の下へ入て溺一死可致
候処其処に氷少しなな水へ凹処有之此処
へ命限り兩年杖掛声限りさげが候処に
日之月ノ聲付を何しるて飛来て引場

是命活残り候依之ゲレヤカとも申候も其
方舟も飯料も無之候も追付満州に遣候
間造舟相止候様申事故右の造舟相止候
爰子一ツ味有之候 じ日し日ノ宅より東南に
者しツサギしといふ所あり右ツサオギとい
ふさじ日し日の宅より本邦の廿五里も有
之彼所ももゲレヤカといふ軒有之候由ツサ
ギキレ山此節飯料無之女一人食物調のた
免トリコノと申者ノ宅へ参候処兼てトリコノ
じ日し日ノ申合のふとなはりトリコノ方より

じ日し日ノ知候知彼じ日し日ノトリコノ宅へ参り
サヲキしより参らば女夜雪車より引来り候
身見れハ年頃三十才程あり引来り候其見ハ
色黒く肥い少くは女也彼の女男の有之
候者ノ由ありじ日し日ノ老母不得心と相聞へ
四五日の特起も不致其後四五日過て如何相降
候や良人一処寤起い候と云ふにゲレヤカ
と申者ハ親兄弟何の差なりも無之夫婦昼
もろも緝合寤居候寤よ人の状も似候得とも
人の妻を横取り亦古親兄弟の精合も無之候

跡見候得た五郎治見候処大楠のほとく覚
候其後彼じよしよといふ者右女の男の衣服
来は言も何ふんりと家内中三人の男も
うたへき狐堂の相止右女の番いくし候然
とも右女の夫と手づりの由又カも相成候者無
之候由も五月中旬五郎治ウケユエへ出立の御ま
こ彼男参不申候あててトレグシケシかの類妻
迎ひ候節一麻の首足と力或たソウボリ狐皮の類何
程といふ娘を賣渡し候由右アリチヤヲシといふ
トレケシエルクケといふ娘一人有之右アリチヤヲシ候

コエエルクケを今七オチ相成候間追付銭子たはと
吐いし候事也其後未五月中旬子相成候処ウ
ケユエといふ所よりカサカ三人此内子トヒヒとい
ふ名のカザカ一人有之トレグシ一人小舟二艘りてメ
といふ所のじよしよの宅へ参五郎治ウケユエへ連れ
参可申旨申候得とも五郎治満州夷マムコより
じよしよノトリコノ方へ交易ヲ参候し、右の小舟子便
舟いくし満州に至ると兼て心掛罷在候事
彼彼カザカと連立ヨロシヤ國へ何分可参とを
不申事等へ申向候も五郎治ウケユエ参り

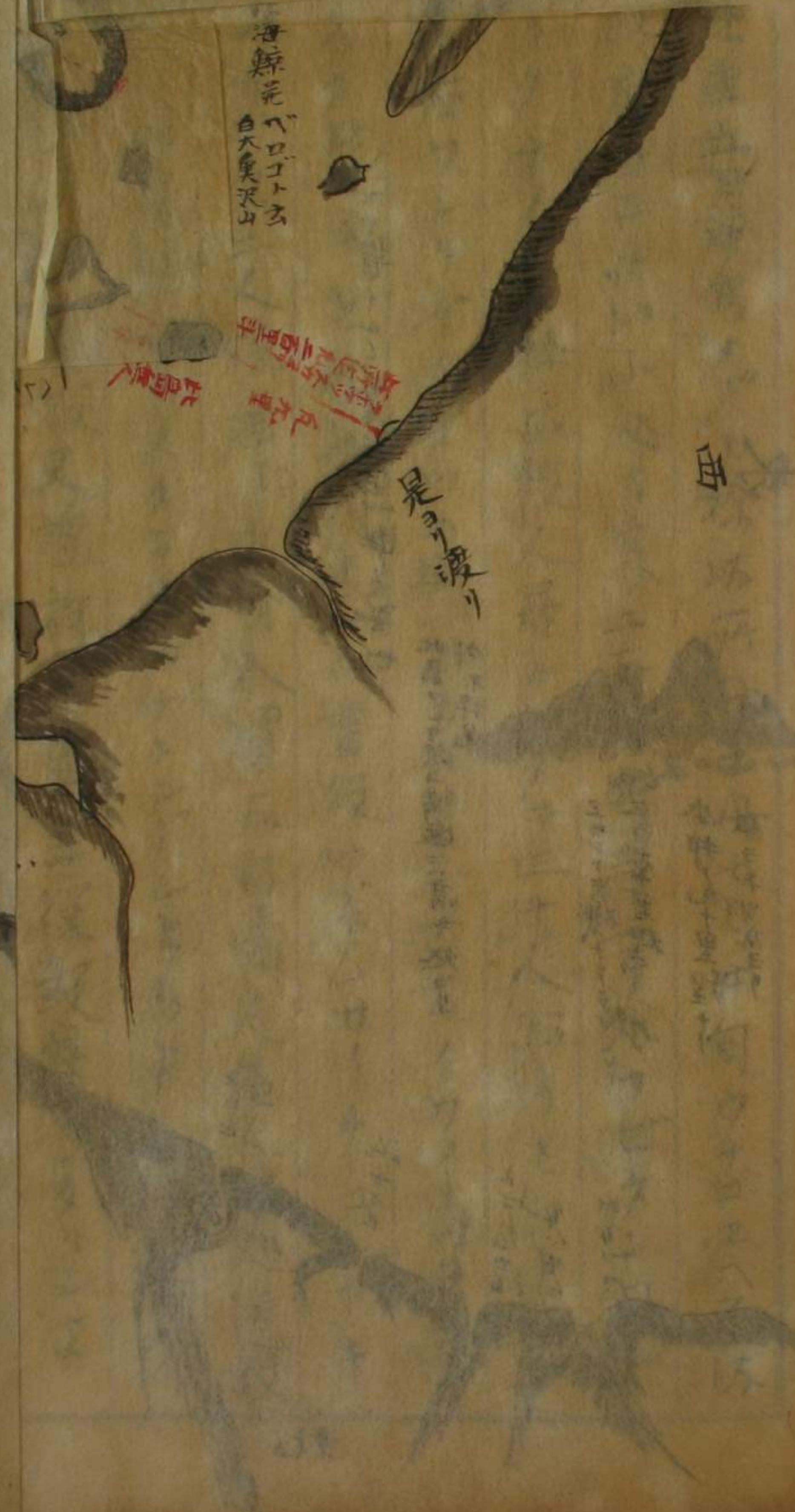
何の用事も無之殊子ヲロシヤ國の喰物の牛當
も甚く不埒なは事なれど此所にて餓死い
く候ともしやへ一参不申候趣二三日中
申向候知彼カガカ共申候を我くもウチコエよ
り態々参候事なれど其供子差置か
九候ツ、繩掛候も舟に乗せ連参候趣カガカ
とも申候ニ付不及力又ウチコエへ行候積此
節ケレヤカとも申候を滿洲の者をヲロシヤに
参候不可然と申候へとも致方も無之小舟
に乗カガカ同通ウチコエへ出舟是よりウチコエ

迄も海岸甚六ヶ藁処あり塩干子を一里も沖
迄水干揚り又々飯料無之候得も或を食
一或は不食ありア、リトエロムとい小ニヶ所ト
シケシ澤山居鮭魚も沢山河は川に着此所
子去年冬土郎治一人残置引拂いたはトゴロ
のトシケシも澤山居候此間五月中旬より七月
下旬子至は此トロムよりウチコエの川口あり一月
路川口よりウチコエのヲロシヤ人の居候処迄をヲ
ロシヤ道法九十里といふ本邦の廿四五里右トロム
子通首致居候処去年セシタリこゝへ逢いたは

十八人の者とも帰り来り各中十八人ありて狼羆の
 昆龍ノ道ソウボリ許百五拾五枚狐茸八枚熊皮
 七枚是より右せたりこより帰り来はレヲセヘドテ
 イケといふ者の舟に乗ウケユエに至は一名ヲ、ストロ
 ガ

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing various characters and possibly a list or inventory.)

即治不存メフニテ
 以処ウケコエハ迄
 言
 亦キイトモ云ヨロシヤアマモリヤ
 山ノヒロ一名ナリ



海鯨根取等ノイロクマ
 二ノハカレトシキニムシ
 是ヨリボハリン麻ニ兼ヨホツカヘヨリ水主ノ者ハ
 小舟ニテヲリヤハニ在ル

此海縣元ハロゴト云
 白大莫天山
 此海縣元ハロゴト云
 白大莫天山
 此海縣元ハロゴト云
 白大莫天山

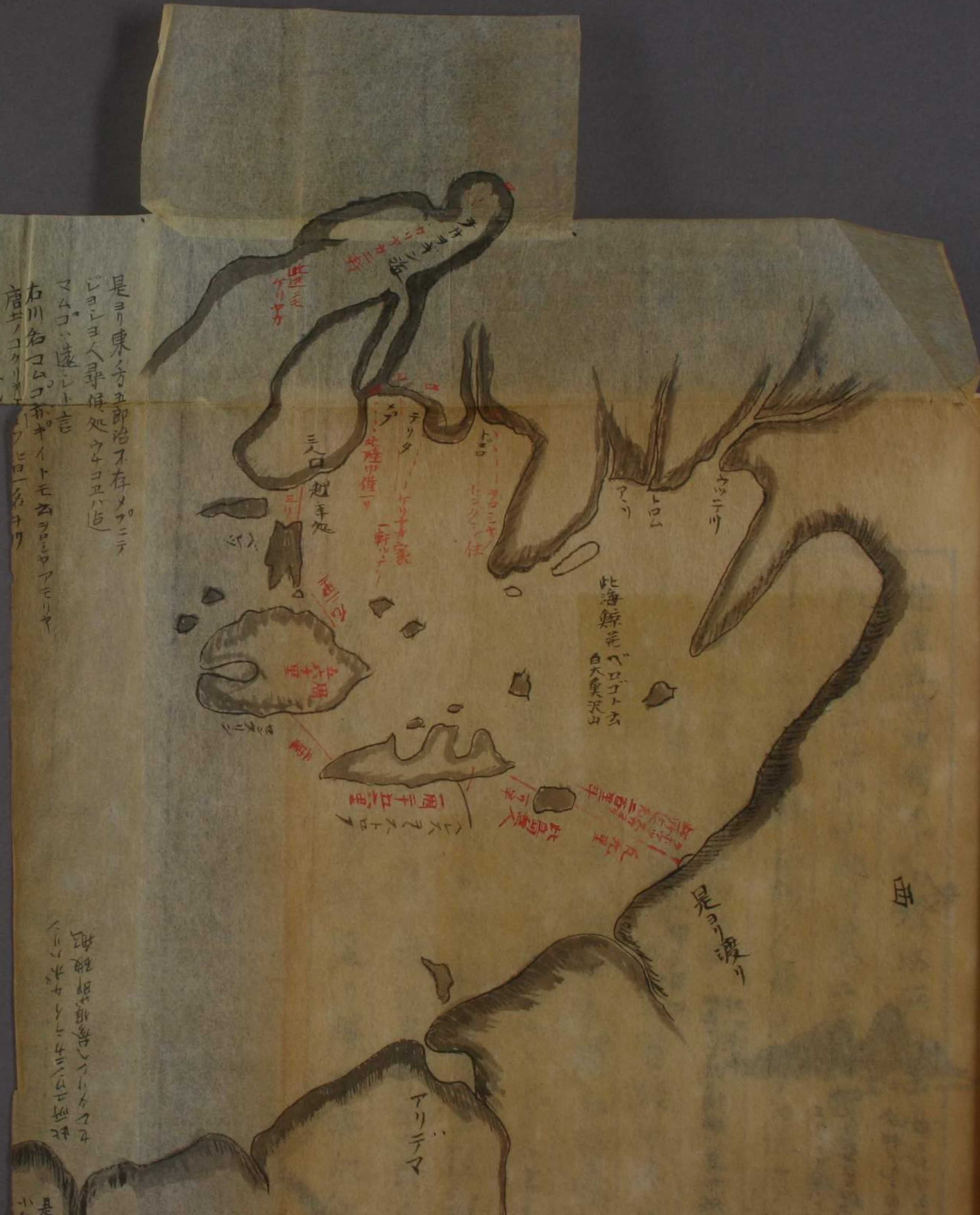


東ノ方五郎治不存ノマニテ
 シヨ人尋候処ヲコエハ迄
 川名コトコホキイトモ云ヨロシヤアモリヤ
 北江ハソ
 川源長城

此海縣元ハロゴト云
 白大莫天山

是ヨリホハリン麻ニ葉ヲホツカヘヨリ水主ノ若ハ
 小年ニテヲリヤハ參右舟五郎治ヨリヤニテ

同大津波物... 蝦夷の... 蝦夷の...



是ヨリ東方五郎治不存メフニテ
レヨレヨ人尋候処ウケコエハ
マムゴハ遠レト言
右川名コムコホキイトモ云ラロシヤアモリヤ
唐土ノコカリヤ
此川源長城
西北江ハソ

此海鯨元ハロゴト云
白大魚天山

アリテマ

山ノ入
 湯ノ入
 山ノ入
 湯ノ入

先主五月中旬ノカ
 此山ノコエといふ
 右ノカメノシ
 スカガカニ又焼酒
 此ノ水ノ味
 六百文位
 此ノ山ノ
 此ノ山ノ
 此ノ山ノ



山

山



山

北長砂ノ近処ヨリ流レカテト島ノ
海ノ入

南

此島アシカ沢山満盛ニ高キ処ヨリ
外不得見

此島アシカ沢山満盛ニ高キ処ヨリ
外不得見



エヨント吉磯ナリヲロシヤ
三百六十里程
本邦九十里程ナリ
但ヲテツカヨリ



北

長クリ

去年五月中旬メブと給所出舟七月中旬ウチコエハ至候
此ウチコエといふ処を家二三拾軒寺一ヶ処カビタニ口ニ
リゲヂメツと給所役人居サルダテ三十人ありといふ是
を右ウレリゲヂメツの掛リカムサラ、エヒムイワノウ井チ、
スタロスチと給所役人一人書役アキムサキチ、コレヤキ
シ、カザカ二人焼酒に水封入買在候商人唐人此処追放
せられ居候右のスタロステナトシゲシともより役納の
ソウホリ葦受取又塩杯の賣立役致候セシタリシよ
リ妻はソウホリ皮一枚ニ付銅矛式メ五百文ナリ九
六百文位ナリ直段定り候由亦此処子六間四方程

なほ城かまひの古いたは物有之是をヲヒシヤ人
初て此処へ参候節トシグことも成拍斗は集たは事
なほマ、此ウツラ川の西の方側子高き処よりヒシヤ
人家居を亦右川上ありトシグし居候由なり右
の邊子トシグ之外満州属國の夷沢山有之候由其
処へ満州の人来て甚せつ勤きひくくい
候由也其処へサヒシヤよりも人成遣へなづけ候趣
なり後々右の者キリシタシも相成候つ、ヲヒシ
中の方ありてサヒシヤの者也と可申哉も難斗者
子候扱五郎治此処へ参候節右のウツラグダメツ方

へ参候処右の者申候ことを其如何いたし此処へ参
候哉との事子候間此五郎治申候子を良丸^{五郎治}
工内^事依手ヒリヒキ人ヲホツカみて徒然の阿まり
コレパニヤより磯舟一艘借沖へ阿まり一船子毎
々出候処折悪敷氷ありて道身ぬきおヲホウツスカ
に幾日も可帰様無之其上氷子引れヲホウツスカより
遙道も隔り候得て飯料子つやう、餓死せんと
お依之食物成尋不思此処のいくりたは趣申間
猶又メゾありてカザカ子申候通り五郎治ヲヒシヤ子何
も月事無之候間参間敷者其之申間候得とも

連てカカとも申候と申是迄参候如何いし候哉
と相尋候処ヲホウスカへ送り歸し候し付此節も
メプへ参候き、昔五郎流申候へともワシリゲゲメツ
花スタロステナ連こヲヤホウツスカへ可参ヒ日申候子付
是よりヲホウツスカへ参候積りあり此処子三十余日ス
タルステナ方子居て鮭魚給居候夫より八月下旬ス
タロステナ出立子付五郎流出役コレヤキレカザカ四人
ヤコウテ三人都合拾人外ニアヒヤリ一人サルダテ一人
惣人数十二人馬廿二匹子此処出立四十日通し馬
子乗ヤコウスカへ至候此道中大難処スタリイカस्ता

ルハゼフカスリと杯云て六ヶ敷谷在之ウチコエより
ヤコウツカ亥子と者は船一右道中の内子ウチコエ子
リ二日地経行大川有之荷物人を船渡し馬一匹込
夫より半分道行てアウダと給候大川有之渡し前
子同ト夫より一日経行て亦アウダレの川へ出候此
節を川氷と馬其上越通し候なり是よりヤコウテ所
々子居候但一日道中の内子一軒又を二軒程も有之
家を皆牛のくそあてぬた候家なり其くさ
た事たへかぐー右ヤコウテトシグシの二名をじやマ
ニとい小事有之太鼓城打十家の内城を成候候

薩満

七
五
三
二
一

き病人杯有之候節祈禱い〜候去々冬五郎治ト
ゴル子居候節每晚トシグシともシヤマニ見子来いと
申候も付彼ノ家へ行シヤマニ面白と申候へた
トシダシとも大と境い五郎治へたを粉振廻い候
コ付每晚シヤマニ見子行てたを粉飲候也ヤコウマ
カ近く相成候てシウバタとい子処ヲロシヤ家二十
軒余も有之寺山有之商人も有之候此所鮎
沢山有馬の毛子と綱坊拵い氷坊鑄き切り
夫より綱坊入漢い〜候但ニ綱一統子人七八十
人ツ掛リ一日子二度位ちがて綱引場候事相成

不申候五郎治三日カサカ子付午傳ひ子行見候
へともか^新此節一向無之候夫よりヤコウツカも
近ク水ハ九月下旬彼処へ至は此節美候処クナ
シリ島子シヲロシヤ人七人召被拵候由初て美五
郎治思ひ掛なき候いあれハ余りハ〜さの俵え
ホト河よりハ由廻り候い候側子居候者とも
ヲロシヤ人一日本へ被拵て面白いかと申候間五
郎治申候とシヲロシヤ人を被拵たは事候候い
候ハ無之候能其道理子考りたは候候候い候也
其故ともかもなき外々角事と難候か希其

上唯二人ありて無之候者とも一食物も呉不申候様
神佛も無へまふなる人々ヲコシヤの者一よひひ
の也ホガワリカ、ソムノ、ミシラと申聞候処ハラウダテ
ベヤと申居候此処ヨ人名スタロステナも聞居候猶
又日本船漂流いし一七人カムヤツカ子居候由此内
坊主一人有之候と申事故五郎治とんとかて人本
行是より此事か苦子なつて去と先時即感く
漂流者には事故と思ひ五郎治夜寝候者
も折忘れ去午の五月より今年未の十月まで一日
も腹一先い喰たは事も無之候得も此郎の我

ありかたち寔に人々有之間敷候一刻七早くヲホ
ウツスカへ参カムヤツカ子漂流人七人参候つて亦
々思案も可有と只是のみ相待居候処ヤコウスカ
の役人カリダセウレコエ方より呼子人参り候間スタ
ロステナとも子彼方へ参候処カリダセウレコエホリ
ウエエソリ錢請取申候と申事故何程是候
哉と彼ホリウエに参り候処役人三四人居りニ夕月
分くらり方釣銭六百拾文相渡り候由此節五
郎治申候子左二月分六百拾文と下りたて一日拾文
つあり是を五郎治湯も飲候事相成不

申候間是^ハ世^ノハ申間敷と申聞候処此^ハ節市
の掛り役人ゴロゼニツと云者も居合三四人の者
とも五郎治へ申聞候も右^ハ依程一月ホケレウナ
て左不足なり我^レも其^レ誤^ヲカリタセウシコへ申聞
べく候間先是^ハ請取て其元もカリタセウシコエへ
申聞^ハといふ依之右^ハ銭請取受取書致

トコロ^ハマ^ハセ^ハ一^ハゼレ^ハモ^ハ書^ハ六^ハ百^ハ拾^ハ文^ハ持
参スタロステナへ相渡其後カリタセウスコエ方へ可参
とスタロステナも申事故五郎治カリタセウスコエへ
右の段申聞候へとも同人ボスレラシナと申候得て

一文も不^レ異依之五郎治スタロステナへ申候子をヲロ
シヤの役人を此通りなは事^ハ以^テ知候故五郎治ウ
チコエより参り間敷より申候得共其方連参
果^シて如斯^ク候依之其元^ハ養可申様スタロ
ステナへ申聞候処ども志かゝかなひと申
事也此詞カゲベータケワゼーライシタニシといふ
然ともニヶ月余スタロステナ子被養居候処イリ
コツカメグベリナトルニカラエユワノイケテレスキンナ
よりカリタセウシコエ方へ書状参り同人スタロステ
ナ五郎治諸とも夜五ツ時公呼候子付先達テ頼

たは録の事なりと存彼方へ参り候処イリ
コツカのグベリナトル五郎治呼候由此節善六方よ
リの手紙見候処右の文面を失念仕候へとも趣
切申候へとも荒増丸の通し

日本の重右エ門と申者イリコツスカの大朋と有之候
得共

大名と云事なは存し久々遠方へ至り難哉い
こり候由不便と思ひ此度イリコツスカへ呼寄候
外子別て拍子候事も無之候間早々此方へ参候
様又イリコツカへ参り候得者日本人も沢山居候

間其節逢可申候由候此節五郎治申聞候と
先年より住宅せし日本人子逢て何の用事も無
之様子五郎治イリコツスカへまいり何の用事も無
之候得し日本へ歸り候し志封の状もも濟書
なく遙々此雪中いかいこいイリコツスカへまい
り可申候哉猶又ヤコウスカへまいり候処一日拾文ツ
、世夏候是よりイリコツスカへ参り候つゝ又一日
五文子相成可申候何分イリコツスカへ不参候此趣
申送り可然旨申聞候処カリタセウスユエ
スタルステナ達て申候へとも其夜一夫もいた

帰涼然オ又々カルタセウスコ丑氣ヌタロステナ日
々進候事故心なトモイリスコスカヘイリ候
趣コいコ候処此節カリタセウスコ丑道中ウ
着物兎の毛モと拵イ皮股引皮背カと七
日ヨと揃ヒ十二月上旬ウ雪車一艘馬三足カザカ
一人右道中飯料雪車の中ニ乗セ外ニスタロス
テナ牛肉四ノ三百四十ト文紙錢カメ文ペレメニ一
袋呉夜五ツ時ヤコウツスカ出立馬追ハヤコウテ一人但
シヤコウテモ駄場ヲ替ハ涼者也ヤコウツスカヨリ
レナとい小大川の上雪車ヲ毎往往来イリコツスカカマ

てヲロシヤ道法ニテ六百ニ里本邦の六百二三十ト里ニ駄場
八拾トヶ所但シ此所ノ川夏五月ヨリ八月ノ下旬マまで
川舟符ヨリ諸色運送ス右駄場ノ内アレヲクマ
とい小処ヲてカザカカ老カヤカ小カ売ツ五百ト文ニ買タ
はカ見候我志ヤがカとい小カものをカ取ルなハ
事カと存居候カ獣ノ頭ノ上ニ有之候又キイリニ
スコ丑トとい小処ヲ有之此処ニ家セ八拾ト軒有之其
余ト村名不存候右レナと松は大川ニイリコスカ
ヲロシヤ道法百八拾ト里ヲて南へ切れ是より
イリコスカへ川ち右六百ニ三拾ト里ノ処昼夜十

八日同子イリコスカへ着十八日の内一度なして五郎治
月代斬不申候得て此供にてグベリナトルへ出
候事相成不申候と付参りたは供のカザカ宅
へ入月代斬て其後カザカ同道グベリナトル宅に
出立入口子サレダテ鑓付の鉄砲所持番致居
たり是て此圍の振合にて所々有之候夫より
二間戸城開起入候処此処客殿と相聞へ正
面子エカテリテの像金帛にて六尺五七尺位の
繪有之其処を夫バツク相待候処彼善六な
は者出来は善六是初逢やまはと申

候間五郎治芝様日本へと尋候処然といふ此
時グベリナトル出来てスダラストと申候間五郎
治ズドロワと答候此節五郎治いかなは用事
あり遠方呼寄せ候哉と相尋候処グベリナト
ル何の用事も無之候へとも此処に日本人も沢
山居殊に其方遠方へまじり甚難治い
候由依之呼寄せ此処に見え可申と思ひ呼寄
候也といふ此節グベリナトル善六申候子を良
九工門エト口フよりいかいにく被捕来り候哉
尋可見といふ此時善六申は子夫程の事

良九工内は直に尋可然といふ依之がべりナトル
直に尋候間也即治谷候子をヲロシヤ船二艘渡
来いたし候由其処より為知の人まじり候間其
詠良九工内承ヲロシヤ人海賊子来は事アタリも
不知先年松前へ渡来の砌り日本もてもヲロシ
ヤもても何の悪き事も不致ヲロシヤ人も悪た
事なはといふ事成学も不存候得た右の
節のそくなは事と心得飯料其外水薪もて
も無之来は事なるべしと思ひ我善心起し
呉に寄余の差支たる物を我一存すもいふ様と

とも取汁ナヤと昼夜不寐其処へ参候処ホワヲ
ストウフ大勢連まり一言の應答も及ばぬ熊の
人身取もよく良九工内一人に六人迄掛り縄を
かはんは然とも我一向かて人不行沖の元船へ行見
候処昨年の秋アニワより捕いたは者とも四人居
こり右の者ともより承候処ホウラストウフ海賊な
は由我始てヲロシヤ人悪き事成ははといふ事承知
せりと申聞候処然しヤナリ其節大勢日本人居
候哉といふ成程漢方稼の者とも居候とい
ふ右の処に其節日本の御役人も大勢居候哉と

申候間右の節々折悪くして日本の御役人一人も居
合不申候尤四五日以前まで御役人一二人居候へ
とも漂流の縫右工門と申者或臣連丸出帆
いこし候跡へホウラストラフオソリ、エドロフ
御役人居合不申候趣申間候処漢方の者も
も大勢居候以、捨人北人を捧げ以叩き付候
ても殺あまよか候べく候如何致尤様の事
申無之候といふ此節五郎治申候事をヲロシヤ
もてと^答が^答あたる^答候てもよる候
哉日本もてと王命無之候ても何国人もても

我侘子殺候事相成不申候此故漢方の者居候と
もヲロシヤ人殺候候事相成不申、ホウラスト
ラス大勢もて鉄鉈打掛候得て其処子居候
てもホウラストラフ子皆々打殺され候間逃た
り子無之候只其処漢方の者も引取られた
たりいお、止事^答得^答を^答追^答掛^答り^答候^答い^答ホウ^答ラ^答ス^答
ストヲフ皆々打殺れ可申と云為聞候然ハ武
器の類を如何といふ夫を日本の道具たれ
ハ日本の島日本の人居候処有之何の不
思議なる事かある人然をヲロシヤもてアメ

リカ辺子大筒鉄砲無之候哉と五郎治尋候処有之と云然一同様の事也何の尋日可乃と申聞候右の訣ハ此度斗り子ハ無之云々トリシヤ人尋候節皆々如斯是より焼酒ハ飲善六宅へ歸候此イリコスカと給候訣ハイリコテといふ少川有故也右のカ川市の北子有之西方アエガラと給る大川有之是をヲヒシヤ道法六十里南子バエガラと給候湖より流れ氷海子落アエガラより此湖へ百三十三石位の船通用を善六居宅の近所ト右舟着場ナ

リ五郎治通り節右船川端子有之候見候イリコスカ東西南北とも高カト云候山也其間の平好所子家居三千五百軒有といふ然とも五郎治四二三百軒程も有之哉ト被存候其故をヤコウスカありし五郎治家数何程有之候哉ト尋候処ヲヒシヤ人七百軒有といふ然とも造成者子再い尋候へを二三年以前改候処ヤコウスカ家数二百五拾六軒有之候といふカも有ゆき処也成程土地日本なりを三千五百軒程も有之可申候得とも彼地ハ空地多して家もいふな

は所謂寺と稱すは此の七ハケ処有之マナシ寺
といふてアマテラ也右のマナシテラは死人塚上
中へ葬りたるは処數年陰て右の死人土中より
其終りてうかし揚りたるは此の有之候由是
坊ヨロシヤヨク佛ありといふ但し顔と雨は
りと陰ふいこい傷候へとも其外ハ其候
ありといふ其外ヨロシヤヨク右体ハ此の
有之候す是も善六ヨク寒氣ヲ砌下より
と陽氣不足の國なりを寒氣ヲ砌下より
去み揚りかどすたるは寺ヨク赤土地ヨクも

よは御此詠ハ御申上ヨク落たりと覺込候
七八軒の寺皆瓦のたしみ作也商人店ハ大店
ハ二三ヶ所其外ハ店ハ所々ヨク有之候事ハヨロシ
中と本邦の様ヨク無之商人店ハ一山ヨク子相
成商ハいい候是も瓦のたしみ作也其外
金持ハは者ハ皆瓦の具置家也其外の家ハ松
の本の丸たよて作り候松の本の事ハソヌナとい
ハ丸の事キリビキといハ水車ヨク表の松挽候
処有之又水車ヨク板挽候処も有之候五郎
治善六方子五十九日通田一日銅錢百文ヲ

ゲベリナトル兵候但し是ハアメリカレスコエカレ
ト口より出た体か醫者ニカラエユワノイカテシ
キヤコフ善六宅へ持来依之五郎治善六子
申聞候も一月百文ツ世見ハ候も夫々馳
走いく候も不及候唯空腹子無之候得々
より只帝のそくよりいこい余慶有之候ハ
其方へ為取候間龙様心得可然と申聞候其
後五十九日経て同所出立の御善六大子右の礼
申事子候右五十九日通届中二度ゲベリナトル
に被呼行内一度のおどり見子被呼善六同道

まて参候より申事候得とも此節善六他出い
こ一居不申五郎治一人参り焼酎文々ツ二度
飲歸法今一度をバラジニカといふはの有之此
節善六同道致行候処ゲベリナトル申候子
を今日をバラジニカみてセリコヒへ皆参詣い
た候寺へ行き見可申趣申候得共いやくと
いふて不参然処龙様たの坊主の着物
中も行見ぬく由大勢の者色々申候へとも
決して不参趣申候処ヲロシヤの寺を馬
ひかといふ此節五郎治申候も何れ

候事無之候得とも寺に何れ用も無之又見候
事も無之候故不参といふて合点不致候処
日本へ歸り候る寺へ行たは事咄不致候以
然法郎と申事候此郎治申聞候
三月日本へ歸り候節傳候事元より相成不
申候然と爰元より五郎治毎日傳り計り申
聞候るも口口口口口口口口口口口口口口
一傳を甚く思ふれ日本へ歸り候上見
たは事を見こと申不見事と見は法趣申
聞候也殊に寺の事は何れ聞事もたし又

見は事もなれれと参候に不及ホセタセリ
ヒガワリと由聞候処然と寺へ不参候とも今
日十大筒放候間其処へ行て見て呉候様
申候間夫程頼方十大筒場へ行見ヤと
ソナレ善六諸とも彼寺の近処へ参り藏の服
子て見候得十大筒四挺揃へ但し玉匁を貫
程ガルトテ百四五拾人皆々鎗付鉄砲持
脊中合子立並ひ其上は十大筒放候口葉
へ火城さし候節何やら人高りか声お茶
候と右善六と申者寛政年中仙台石

卷若宮丸とりの船漂流一アメリカ島の内ア
テハと申小島へ至り夫よりコセシヤ園子住居
先年エシガノフ長崎へ渡来の砌り右漂流の者
皆くイリコスカ子居候処王城より書状まい
り道中五十日あり着候様申參候依之皆
々日在へ帰ふ人と四ツ車子乗昼夜のさうち
もちなく急ぎおしり候処四ツ車の裏候せし
みし腹中痛増し道中不叶途中に於て此
趣より一日在へ不被戸趣り願ひ彼園子
残り居候由善六書り先年長崎へ四人归

たは者ともと一処子エシガノフ船子乗組南アメ
リカの肉バラジリヤと云処へ着たはより夫より
其鼻大廻りいこーカムヤツカへ来り其処に残
り居候由也此訣を先年四人帰國の者と
ゆより申上たは書りたは善六一ヶ年
銅錢拾貫文刀牙指候残り五人銀三郎
五貫文但し商人も次平五貫文是をアメリカ交
易方カレト口といふ會所子奉公給金五拾
貫文なり清藏己之ハ五貫文に但し年間
取長藏といふ者五貫但し是をドムスコ

潮路の
記

と云所の在り馬場の書役いふ居候由是也
書役の給金も有之可申候都合六人いふは、
日本の者居候由也其内辰藏といふもの
一人子五郎治不逢候

一五郎治ヨホウスカヲ我ハシテ日本國の繪圖元
塩地記其外書物品々ホコラストウフの船より
揚りたは者と一処カゼシテ丑の藏入子相成
封印付有之候節彼日本の繪圖取べき
た色色く思案いふつり右藏の封印
分明させて彼藏の中にも日本繪圖の彼

國の者とも見可申物子無之候得て遂に
是身尋求て居宅へ之歸り翌日焼拂印候
得て是より身分相應の年柄と境ひ衆
在候処今一枚日本繪圖イリユスカへまじり
善六不殊通詞致候由去とて残念なは事
なり依之ヨホウスカより折角五郎治骨折致
候儀あり事と相成何れも残念なは事なり
御座候我も塩地記を焼拂ひたり亦
ヨホウスカ子居候節カムヤツカより節用
を丹參コムバニヤ有之候節五郎治借呉候

吳候様申候処ホサエシ借されさ体由申候得
とも違ふ申候処然て一夜借候由依之一夜の
中子ヨロシヤ人の見也よゆかゞさ体由紙
数七枚後取其ともち目甚也はく相成候へ
とも翌日相返候処此度善言申候子右節用
王城に行た体由今上皇武将大名衆の
年代定りた体由申候間此節五郎治後
取た体由なれす尤も阿は候と一人境
民候亦善言六日午の里敷何程子一里な
は候し尋候間其方ヨロシヤの人子相成

今日在里敷々今入さ体由な体由ヨロシヤ
里敷さへ覺候得々事足は候とヨロシヤ
教候所藏已之助兩人十アシガ川よりバ
カ所とヨロシヤ湖にイリコスカより麦の粉酒其
外運送は体由水主被底一上下八百文位よ
り一貫文三百文位由取候由右船返の節バ
カ所ヨロシヤより負なと積参り候由右湖より
度々破船有之候由亦其湖の底よりとヨロ
シヤ尋ニ千尋のものありて底へ届さ候と
又右湖底は計り候へとも荒ら体由とヨロ

の舟一年子一ニ上下或三上下位も乗候由秋
子相成候得と石灰焼の方へ被底候いこ
居由事候右イリコスカを在も廣く麦沢山
産た右大麥禪麥や麦也但し大麥ハヤケメ
といふ未年グベリナル麦の粉四貫三百四拾
六匁銅才六拾文ツ子直段相宛貸付い
候起秋子相成其年々雨降さば子付
百姓とも麦一向出不申候得と右貸付候
分
グベリナルやはし不申候子付無標百姓と
もボウタの麦坊百廿文で販買いこイリコスカ

へ持参候へとも内へまじり給候との無之候付
ボウタ四ノ三四拾文也是坊又百八拾文ツ子
買入夜中イリコスカ逃歸り候此節グベリナル
ル在郷に麦の粉出さ不申候趣りて出さ
番人附置候得し本道へ麦の粉持参いこ
候事相成不申候子百姓とも右のことく
夜中道もたおた逃去候事也此節申の
年正月下旬二月下旬の頃子相成候節ビヨト
口エワノイサハルコドと由カビタレいふは用
事子やコレシヤと大明の交易場キヤフタト云

処有之右の処イリコスカより南にヲヒシヤ道法
五里^百右キヤフタより歸ルハバエフ方子居五郎治
彼方へ参リヲホウツスカへ出立の趣尋候処い
まゝベテロボルガより飛脚到來不致日本へ
まよりいかに申向致く哉相分不申候に付
ベテロボルガよりの飛脚今七日今七日と待居
候此処みて見候得と去来年クナシリ島子於
て日本の御役人ヨロシヤ人呼寄御捕被遊候
絵図ニ枚紙片役者ヨシ書たは添書有之イ
リコルド出候は見れとエツゴトクコブ子一ツ

ウ。コギビトヨニレノリ。レルシマテキタルトキハ。コ
ノホウヨリモ。コブ子ヲイダシ。ナニカモウシキケ。モシ
タイゼイノリキタルトキハ。コノホウヨリモ。テツボウ
ヲハナスコト。

此書付オヲロシヤ人讀不申候得とも。絵圖ヨシ
能く相談候間。クナシリのみ。漕人四人。子カセタシ
其外七人共被捕たは。子相聞候。此絵圖
子カセツ被捕たは。としてイリスルト。天窓
かき長候

一ベテロボルカよりいかに飛脚もまより不申候

得共レテ川氷の上へ氷場ノ候得テ、雪車ヲ道
中難遣子及可申旨ニ付、近日中出立ヤコウスカ
みこ飛脚相待候趣、二月二旬と覺イリコ
ウスカ出立此節、アメリカニスコエ、カトロヨウ紙鉄
五郎治方ノ道中入用ノ趣、子ニ拾貫八百四十
文分セキリタレ、ヒヨドク、イケノ子あひひて
五郎治請取翌日出立イリコルド五郎治子と
一人ヲレゼラアヒセリ供ノ者也、馬追二人是ヲ宿
場ニ變候者也、雪車二艘此出立の御リ
紙



右のこくねは、此ノ人ノヤウ
拵ひたは、此ノ也、是、城外子立、餞別、火付付
て出立いこ候、トシタ々々と鉄砲のこ、右
道中ノ内商人の宅ニ宿いこ候節、ヲセシヤ
書物、沢山有之候、坊見、水、其、中、子、ヲ、ス、ベ、ニ、子
正、ケ、ニ、カ、と書たは、物有之、雪車内、み、見、度
由申、右ノ商人、子、世、貝、お、て、ヤ、コ、ウ、ツ、カ、ヲ、ホ、ウ、ツ、カ、ミ、テ
醫者、子、附、お、は、知、植、痘、瘡、の、次、第、習、ひ、得、こ、り
然、も、り、ホ、レ、シ、テ、本、邦、子、無、之、候、と、不、申、五、郎、治
一人、志、小、を、は、趣、る、こ、習、ひ、得、こ、り、夫、子、道、中

事案
短間

廿五日ありヤコウスカへ着先達をス夕ロステナカ子
居候得とも此度イリコルド諸共サカロフといひ
商人の方子居七日通届亦此所のアメリカンス
コウかんところより紙銭三ノ文具候間都合拾
三貫八百四十文イリコルドに遣道申入用請
取可申趣申届候処イリコルド申候ことを左銭
と道申入用子致し候とも不及其方勝手次
弟何成とも調候様申候に付五郎治申候
こと外子何し調候との無之候間請取可申
趣申聞候得ともイリコルド受取不申候に付然

ハ此度スタロステナカ替役人のヤコウスカにあり候由
前度トレグシゲレヤカノ世話に相成候事なり
と何事世話いたしたを松九斤あつらへ遣具
候様頼候処イリコルドヤコウスカボツボツコウ
ニカカリタセウスコウニ頼候処カリタセウスコウ
亦ウヤコウ行の役人子申付五郎治にを松世
介調遣遣申候是よりトレグシ等世話となり
この處五郎治心持よき候間如斯取付
ひいこし候猶又ヲロシヤ人五郎治に尋候こと
其方候ヲロシヤの人と能ひと思ふか唯悪し

いと思ふらと申候間、口ニヤの者二人も能ひ者
のちと申兼て申来候へとも九様一概と悪く
いふも不可然と抄ふ候。前書の丑ヒムユワ
ノイケス夕口ステナ一人別る能人な侍趣申聞
候イリユルド申候子ナステ夕口ステナも余リ能人
子直有之間敷候其故三十四子なり候子
供の有由女房家とも子打捨妾の方には入り込
居候と申候間、五郎治申候。夫と格別のも
のなり妾の方より小を子供二人も有之候へ
と喚捨かぐき事な侍候。猶又本妻の方

子何ぞ道理の遠いたは事も有之べし其もの
子尋見候と申候処、尤も有候とソ小右
のステルステナ五郎治先達てイリコスカへおい
り候節紙銭一メ文具候間、此節道中銭の内
より巻貴文持参致スタロステナへ相返一候処
返り不及候由申候得共、段々談合申、右の巻
メ文の相返一候外、買物唐木綿四尋、此の
三反皮二批刺たを粉拾斤、大斤巻ッ角石
拾くちきせは、メイラ拾斤、手拭二枚、白晝たを
乙入式の内を、臨家吉、具、小刀一、批木筆三

本の金の紙於ニ枚ハ鉄危丁、刺刀ニ枚、右の通り
調ヒヤコウスカ子七日通留いこし、是よりヲホ
ウスカへ出立、是より日本の八九十里行キ、アヲ
ダレといハ大川有之ヤコウスカより、是迄馬継
場有之、是より雪の上馬通り不申候、但し此節
四月中旬の者なれども、雪深く候故也、是
よりトレグシノ鹿に乗リ候事、在邦の百二三
十里夫より雪車に乗、犬を被引候者、五六
十里都て在邦の二百七八十里、ヲロシヤ千四十里
ヲホタと松を依川上より川あり、ヲホウツスカへ出

右此所の道法、夏ハ通リ馬より諸色運送、
五郎治ヲホウツスカへいたり、同所牧人官名カゼ
タレ、レエテナシタ、名ニハイロユワノイナ氏、ミニツ
コエ、風呂家、一人居候て、六日七日過候頃、サルガ
テ一人来り、午年但しヲロシヤ千八百十年、此年
号ヲロシヤ國の王代の年号あり、を無之候、御
法度の宗門の佛より存、相成候と、一より
千八百十年といハ事なり、是をヲロシヤ千八百十年、
候、切支丹國都て午年迄ありて、千八百十年也、
右のサルタテ申候、十、先達ヲ依兵衛の鉄砲

売丁貸置候のいゝ候哉との儀ニ御
咄候。此時五郎治老上は趣申候とも濟可
申候得とも唯今依平死去の上ヲ口ヤ人子
彼是いせ候事もいかになれハ銅錢売貫
文遣一候処サルタテ大き子境ひ返り候午
年依平申候と一サルタテより買取た由申
候へとも今又サルタテ貸置候と申事故錢
を五郎治有合有之候間指遣申候。
一此度五郎治、こつこ工宅子逗留いゝ漂流人
相待候へともいおと便も無之猶又此節ヲホ

ウツスカ叙人ともベテロボルガより飛脚もおい
り不申日本におりいかに可申候哉の由子御
咄候得、左等五郎治は津浦是申事も是あ
りんやと存一五郎治ボウギンの牛飼カ家に
至り、こつこ工方居不申夫より又瓦焼場
所江参り老を多く居候其内ベテロボルガ上
り飛脚もまゝ候よりかなは者やらん
五郎治不存此節五郎治ヲホスカへまゝり様
子坊間候得共我く候日本は連行上陸為
致候咄も無之候。此是より五郎治一人こつ

コ五凡呂家：居て若我々日本に上陸不致候
 とも六ヶ年の間見聞たは事しり書認置
 き此世の暇乞のた急クナシリ島又を何國
 の地なりとも差送り可申と存是より右の下
 書認乞取たかき事たれハ文面定かたし
 左前後の程も難量候得共荒増たノ通し
 御座候乍此以思意六ヶ年の間此地の趣
 見聞仕美段九ニ申上奉候
 一ヲ此ヤ國と申を百年此方の國あり以前
 ちモスコウイヤの小王こり其節を王の事ナ

ヤリといハ當時エムペラトルベトロロベ
 林は人の代スウエツヤ國の地身取て其所ニ
 居城一候故其所外ベトロロボルガと外は由此
 人出生の砌天ニ異星出ノよつて人子あり
 ちを志心処よび國王生れ候よ申せしと
 いハ此故もや右人出生て自身エキリ又其
 外國々ハいこり軍船の合六ヶ年方大ニと
 たり鍛治と成て色々習ひ得てヨロシヤに
 帰り諸色諸人子教しといハありエカテリ
 ナ、フトロロイ是先王の妻比女王知惠万人子勝人

たは女王もてマロシヤ國法城定たは事と聞
へ候是を幸大夫た逢たは女王也其頃
男の王早世とやも定かたは其次男王是
を大強氣なは王もて三年程王もたり居候
べとも、エカテリナノ代よりの借金不残返濟い
と一候得とも、夜ル寤込ん志のひが入て殺
たは由申候其子今のアレキサシタラハウロウイ
是女王の孫也といふ都て五代目若向違
儀無覺車候得共五郎治美候処如斯
脚壁候右のアレキサシタラハウロウイ
エカテリナノ代よりの借金不残返濟い

ラトル子相成候節國法婆母のろくなはす
國中に少れ出候一統安堵の思ひは
た一候といふ
一本邦とマロシヤ交易好候説をカムヤツカ
返るこ一々年。費七邦の小利子積リ武千金
而宛損失有之候由五郎治思ひ候もマロシ
シヤも最早カムヤツカは極ましく聞見候へ
とも無人界なれを右損失も極ましく様無
之日本に交易望に候事も有之候也人と存候
間此段も奉申上候事

一ヨホウツスカアメリカカニスコユコムパニヤと称す
商人アメリカ島々迄も船が廻り交易いこ
候得共是等も先年金持とも目論見元
金大分入大勢ありて仕組候得とも右の利
分元金とも今以て分取不申候由然共是
等もアメリカ交易の事なれと目付も
交易心掛候事も有之候人とも存候間是
等も荒増奉申上候事然とも上様より
五郎治江ヲロシヤめて日中と交易好候哉と
御尋被遊候得共五郎治ヲロシヤ人ト交易

の儀談ト申せし事も無之候得共不存候趣
奉申上候交易等の儀ハ五郎治叔知たは
事ハ無之候得共彼國ヲ於てヲロシヤ人の相
年ハ相成聞居不申候

一ヨホウツスカヤコウスカイリコスカ右三ヶ所前にも
段々有之候へとも此御申上りも書たは事子候
へを此処より増書出候ヲホウスカホロト
とりの造船場なは故ある候カゼニナ
とソノモヲロシヤの公義の事右カゼニナ
船大小七八艘有之由申候得共五郎治七八艘

のガゼンナエの船を見おはすなり。コムパニヤの船
六七艘といへども是も又五郎治方七艘の船を見
おはすなり。当年ヲホウスカへ集たる船八
艘。居り内一艘ヲクナシリへ来は、カラスビレーセ
ア十一艘をエゾセカといふて是もクナシリへ来は
小船也。其外ヨカゼンナエ三艘都合ヲホウスカ
子越年の船なり。五月廿九日カムヤツカより廻
り候船三艘内一艘エギリス船。アメリカ島の
内カセカといふ所にて買取候由是ヲロシ
ヤエよりコムパニヤと商いの仕様悪く候。付

エギリスより買取コムパニヤへ是是より諸方へ
おはを商いといへ候様申事。のよりイリコル
ド申事。子候此船ヲ黒人ば一人乗来り。ヲホウ
スカ子居居右の船當年カラフト島にオソリ
候由の処船頭船方三人海岸にて橋船頭
引繩はし溺死いといふ故まいらざる事
ういよくカラフトにオソリ候事。真正なる事
御座候と人の一人二人死候。その外の者子
とも乗り替り可參候へとも無其候候。誤り
我く子怖れさせ可申事。尤様流布せし事

然ともイリコスカヲ善六咄候と云フコトヤ
船カラフト江まソリ候積りて日廿八日申
向方の詞教たは由右の詞子といふ何リと
爰に居候早く此所立去座一と教へたは
由然とも日廿八日返一の詞相談申間敷
といふ又ヲホウスカヲシヤ人カラフトへま
ソリ人のなを処へ城以築キ住居いり候
ともいふ何れり夫と定めかゝり右の談御
申上子と書入不申候得ともクナシリ陸上
の御り申上たは事故今此処に書入候右の

船我く六月廿六日ヲホウスカ出帆の御り沖子残
り居候又一艘をコムパニヤの船辰年冬コクト
丑川子と作りたは船なり又一艘をカセコト
の船子と是は漂流の者七人乗来り都合八艘
氏船居候五郎治是ありヲホウスカ子ハ艘
の船居たは事不知又時々造船もいひ
候へとも年々破船も有之船か増不
申候昨年の秋もカセコト丑麦の粉積たは船
一艘コムパニヤの船但先年蝦夷地にて乱妨
セコト是カセカコト丑キリ又船と交易

一唐物積来リカム4ヤツカの鼻より大風よ逢
ひ二艘より破船を積物に不残海失ユナナ
人廿三人死カセシテ卫の船も八人死スクナ
シリ島にまじりたは船を巳年秋の頃ヲロシ
ヤ王城出帆一南アメリカの鼻へ差掛り候処
一ヶ月余も迷ひまじり鼻廻り兼南アフリ
カの鼻へまじり衛キリス掛りの湊に入候処右
船卫キリスの者ヲ差留トキ滞船の中夜逃い
こり午年カム4ヤツカへ来り越年未のより島
々の増因取子出たるとやうありてクナシリへ

来り七人召捕れ船をヲホウスカへ帰は右の軍
船をヲホウスカカム4ヤツカ辺にまじり用事
も無之候様相聞候処遙々王城より廻り来
たは事いぬかしく島々の圖を取斗の事
なれしヲホウスカの小船も可然事と被
存候イリコスカテ前書の通に御座候
一文明とヲロシヤ交易場キヤフタ但し小川の右
但し前書にも申せし通イリコスカよりヲロ
シヤ道は五百里右キヤフタを大明の出張
此処にイリコスカの商人ソウボリ皮ベヲカの皮

ラッコ皮都てラロシヤより皮類遣一。大明より茶
大白砂糖氷砂糖木綿絹類絹糸亦ラロシヤ
の銅錢大明より取といふ也。大明錢をラ
ロシヤより取ふはよし。但し正月申一。大明より
て交易不為よし也。夫より南の方長城ラロシ
ヤよりガラニツといふ其間長城の堅有之
此処又万里水無之風吹人死殺一候由也
思ふに長城を築ははる遠昔の事なは
至ラロシヤ國といふを百年以來の國なり
といへざる相者。右イリコスカ辺のラロシヤ子相

成候談をカザカといふ者此辺は乱妨いこ一切去
としか候得共。己は手下も持せぬ。此処は身は
書す叶。此故にラロシヤへ差出候といふ。依之右の
カザカは古時カザカの元祖といふ。ラロシヤより
繪圖といふ。皆々尊敬は此カザカの事。故に
ロシヤよりラナ、エ、ワラワエ、マーシテリとほめ
候事也。ラナ、エ、ワラワエ、マーシテリといふは
アノ者。極盗人。是は事の上。手也。といふ事な
り。然しラロシヤ人此処へ来らばは以前を識
す。此所を野原なは。何故怖み。唐子

一種の理窟
アノミヤ暗
ヨリ者ハミ

て大それたな長城昔築きたは事なりや尤
其間ヨモシガルトいハ者長城北子一種の者有
之是ハ大明へ随ハ候者也又ボラツコトとい
ハ其のモ当時ヲロシヤへ随へ右ニ種ノ者些
有之候ナリ也是等の者とも長城の無之候
節巴水が国に窮候ハ大明の方へ入て在家
候あはれやうしたは事なは候然とも
是を不人のルル^強たは^賊ぢれ今^北のヲロシヤ
の様子根葉おたくみたは事ハ有之有
敷ババエウといハ役人の此候事聞て左のモ

里龍江

レガル子仕セ候へハ大明都へハ^北ギコ城取エウ
ロシヤへ遣はるべしといハ由然ともヲロシヤあてい
ハ^北夫城ハ海とていハ猶又ババエフ一万の人
数ありハ大明の都へハギコ年しかなく取はとい
小事也先年日本へ使者あり候節同時子
大明江も使者を遣ハ候す右り趣本邦と
交易調ハ候節ハ長城ハ北長砂の近所より
カラフト島の西北の方へのぞミ流はハ大川有之
右の川ヲロシヤありアモリヤと称ゲシヤカコムコト
も^北ギイともいハ唐土コクリヤウコウカ右り

川上イリコスカのバエが湖の川上子近き処有
之是坊堀抜てマムゴの川裾子ヲロシヤ人出帳
一奉邦と交易の長城イリコスカへ運送一彼国
みし賣買いこし候積りの処奉邦長崎子
あはれ交易不叶趣御申渡有之大明に使者
の比のそ大明より金銀おいなひ取て之歸
り右の川大明みし不借由申候す也大明子
ても日本もとも渠等うけふい子棄せしめさ
はきねんもヲロシヤ子といこし方なく打捨
置候由也然とも奉邦みし交易相叶い候

得て大明にて右川貸さは時さちか入取とい
小赤か入取とい小時大明朝鮮満州三ヶ国
江でとかりたは川なれを三ヶ国の軍ヲ相
成申候候事也然も奉邦みし交易而免無
之候訳を右三ヶ国御隣の御申ふいと遠察
仕候に付此段も奉申之候事なり。
一キヤフタ子おひて交易の次第も大明の方
にて小念入以前子替り候事無之いこし
候得ともヲロシヤの方より度々不実な候
致方の上迄頃ソウボリ皮の内は黒猫の皮沢

出入大明に相渡依之大明の方よし立腹いたし
交易六ヶ年中絶いこし候由也是故ヲロシ
ヤの方あり憤り大明とヲロシヤと軍有登
しといふ是等事已より出くはあやまりを
以て大明に軍起さんといふ此国の人
情如斯の振廻なり

一フランツイ国の今ウ王を親父を背故繼て賣た
は者の子殺り出世してフラレツイ王を殺し已
王子ありたより依之エギリスとヲロシヤとフラ
ツイ城ハペテトルに致間敷とて軍起り候由也此

節ヲラニツイ麦の粉無之其軍に負人と云依之フ
ラニツイより金銀以沃山出りヲロシヤの軍大將
より麦買入軍勢を養ひ軍いこし候処ヲロシヤ
方より跡より麦の粉續き不申ヲロシヤの方より
負人といこし候より負人をフランツイを
ラトルにいこし候より負人をフランツイを
エムペラトルに致したは方よりとて神直り
入候処フラレツイ申候より然き予城エムペ
ラトルに致候哉と申入処エムペラトルに
候と申候得と元よりフラレツイエムペ

ラトルにありし人として起るは軍なれども若し
ヤと申直り敷談いゝ一軍を相止候よし也
此時フランスに申候を此一世界の怖れ候者
フランスにやけなり今打を打ては宜敷事
なれども申直りせんといふ処ももたれりか
ゆれを申直り可成としよて軍相止候由
其時フランスに申候をフランスの軍大将を
甚金銀を惜かば軍大将なり予軍子負
人とせし向金銀を出一度買取候処
をたてて軍を勝たりとしよたは由也此

一世界怖れ候者フランスにやけ也今追結て
ロイヤルに打て候得て一世界を我物なりと
いふたはど然てフランスにやけしてフランスに
同様此一世界に一万里の一王とならん事あり
ふ人哉と推量仕候に比段も申上奉り候
事也ポルトガリヤ國の王をフランスに責む
れ能き商人百姓隨ふ處あり是に隨ひ國を
埃南アメリカの内バラジリヤとソチ知に逃去
たは跡へエキリスより加勢いゝフランスに軍
船拾三艘ポルトガリヤに濶り撃居たは身也

キリヌ軍艦あり湖の口域小キルを陸にサルタテ
 域廻一フロシヤ軍艦拾三艘不残捕い候由此
 時フロシヤの者もフロシヤとエキリスとと
 ぶどなき國なりとし小手向ひ不致皆々
 エキリスに被捕候由是フロシヤ船エキリス
 およむをさほよつて斯い小たは事な候由
 一といふ左ボルトガリヤ國イスパニヤ國の二國
 江フラニツイ王の弟域遣置候処エキリスは
 かくらぬフラニツイ王の弟をフラニツイ國へ
 歸りしといふ左の誤合を唐と天竺の間を

シカんと終るは所存之是キエキリス國の掛
 右ベシカル川の川上子カシミシといふ処の出生
 じヨゼフテセルワと申者アメリカ島カセカと
 いふ島あり破船一歸國願ひマホウスカへ来
 り居候節準も旅者なれし兼て心易くい
 一居候間右美候じヨゼフ申候をエキ
 リス小島にエウロツパ中地候ても如何と
 も在べき事候者も在王もたべシカルへ
 軍に向候よ商人其外百姓の様たは者
 或相争ひいこし取敷といふ事候者も在候

者ともなりといふ又右の者咄候もさへニガ
ルヘラロシヤすゝ軍向候得もエギリスもてア
メリカ島取取場候様エギリスの都ロンドン
あり申候由其外イタリヤ王もフランスツイ子被
生捕右國の役人共右主取取返さんとといふ
てフランスツイ子隨ひ不申是も黒海の十島に治
込の海お障たれをフランスツイ子取取返す様無
之候由又トロカとヲロシヤ國今年之の軍也一名ト
レツキはソウ又ウツヤ國もヲロシヤと軍いこ
大敗軍の及候も其余も國名失念右のフコ

ツイロシヤとて件直りのいこエムペラトルは
相成候得^共エギリスかてんセはす也唯エウ
ロツパ中エギリスヲロシヤフランスツイ子三國もて位候
ひ軍止事なりといふ又當年フランスツイ子とヲロシ
ヤ仲直り始めれ大軍なりといふ是も當年
我等彼國出帆致候得も其訣候志トモ
一堀州御頭嘉納屋重兵衛舟船勸亀丸水主十
六人乗り文化七年十月廿二日問屋大坂北安治
川小西新六新酒積入出帆紀呂大島御崎沖に
て振身ゆりし漂流但に極寒の節に甚敷暖氣

與^神其^神時
神戶
松屋庄夫
知解也

お海処へ至り候由翌年閏二月八日夜ラ口にヤ国
カムヤツカ地方へ至り破船十六人不残陸上い
候得とも寒国の上無人界火もたなく喰物も
無之候得とも九人寒ト死を残り七人の者も十
八日より廿六日日月ノ壇共ヤ家城見当り活残は
右七人の者とも名前^前雲州鱒淵山學連寺領
館^館維那川下村松平出羽守様御領分與^分茂
吉行年三十九才山州ヤ豆島草か^西郡坂手村
御料備中藏敷御代官支配吉五郎行年廿五
才播州嘉吉郡東本庄村酒井雅樂守様御領

分清右行年三十八才同忠土郎廿九才日安土郎
廿六才同嘉藏廿二才安^安蔵云の廣嶋の者久藏都
合七人廿月廿九日^日覚^覚カムヤツカ^カヤツカ^カセシ
上^上の船^船も^もて^てヲ^ヲホ^ホウ^ウス^スカ^カ沖^沖へ^へ来^来リ^リ候^候由^由朝^朝未^未明^明カ
セシ上^上の^の精^精船^船ヲ^ヲ乗^乗ル^ル五^五郎^郎治^治迎^迎ミ^ミ出^出山^山候^候處^處霞^霞
掛^掛リ^リ右^右船^船城^城見^見失^失ヒ^ヒ三^三回^回里^里東^東の^の方^方ニ^ニル^ルカ^カ崎^崎に
至^至リ^リ陸^陸上^上の^のコ^コノ^ノヲ^ヲホ^ホウ^ウス^スカ^カヲ^ヲ持^持持^持テ^テマ^マリ^リマ
ト^トイ^イテ^テ雨^雨鱒^鱒の^の末^末是^是身^身共^共ニ^ニ食^食事^事いた^た
相待^待昼^昼ハ^ハツ^ツ下^下刻^刻霞^霞大^大に^に晴^晴候^候間^間ヲ^ヲホ^ホウ^ウス^スカ^カの
方^方より^{より}大^大竹^竹筒^筒の^の音^音聞^聞候^候間^間遠^遠目^目鏡^鏡み^みて^て見^見凡^凡と

徳文句中看
以流流文字

漂流人の乗たは船なり依之ヲホウスカへ氷
の間坊溝行候処漂流の者不殊陸上い
一ニニツコ上宅へ場り食事いこ居候処に
五郎治立仰り様子坊間を前文のそく漂流
者も乙依之ニニツコ上宅屋の五郎
治居候向其処に皆寄集り吐居候内
夏の夜の短れぬ夜をふくと明みんり
夫より五郎治漂流人より八人ヲホウスカ市の
川向のボウキシといふ処に居候其後在書
六月十二日認候節右漂流人の事状も書く

とへ候也如斯の誤合の脚咄及へし物々唯今此
船の乗せし候とも難の脚不便外被掛脚太
事脚誤り被遊問及奉願上候外ウロコヤ船
の乗せし候とも陸上の候も難量候伏せ
てヲホウスカのあひて認差上申候若も運宛
陸上不致候とも道先母の道先の様活て再
い乗帰りに不申候然と歎かる親も
イ事、脚咄候へとも是ととも今度と我り
カヲホウスカを先是と今生の脚暇乞とこそ
奉存候其外候遠方へ至り難流いこ

候儀有之候得共是私事と申上候事も不
及右の段今生の御暇乞とて可申上為候
此如斯し御世候此八枚の書上を申の六月十
二日ヲホウスカ村より認上書と二重封
其節の御役人様御人様御披露と書たり
是故申の八月四日ナシリ島より與之候吉初
て上陸の御り内障りて為持クナシリ島の御
役人様に差出し太八枚の外御申上を五郎
沿陸上の上御尋りよつて申上候事と申上
り右の通り長言なれと文面の前後各ル葉の

違ひも有之可申と奉存候

一申のと六月廿三日ゼアナとソ子船ヲ乗候
此節久藏を彼地に残置候様申候得共五郎
治残置候事不相成越びテホウスカセビタシ、
ミハイロ、エワノイタ、ミニコエ等ビヨトロ、エワノ
イタ、イリニルトに毎度掛合遂に久藏も沖
の船に一処子乗船い、二夜滞船お久藏
書澤着の御り雪焼子で足腐れ落ち未
瘡治但し右の腐たは足半分鑑切み引切
取たは跡瘡治全快不致沖へ連参り候處甚

瘡痕

白ひ悪く是にて余人の病氣出可申候間陸
可遣と申候得共外一人残置候事不相
成趣き達る申候へども醫者塩牙水にて
解き腐たは足取洗候得た久藏と云ひ葉
ふとの申候処夫さけの候とて手取足取
無理無体子陸に送り行候得と外致方
も無之候右久藏鍋屋宇兵衛といふ者の次男
なけりおつといふ姓も方之候由也此時五
郎治國表ふて心も掛り候事有之候とい
可申と申候処久藏兩親方一兄有之候へと

も是て人並ふといふ居候得と安事候事も
無之候姓おつと火氣のたふさは者も甚安
事候由申候得とも其兄といふ者性成者有之
候一と御申之候事も相成不申久藏送りの
楕船之歸り久藏陸に場り火き子惚て居候
といふ是皆渠等偽なり兼て五郎治久藏
心服聞居し其節、木内スカ役人こ二つ
コ上より横文字一封持参、名者五郎治方与
水十五郎治沖、し南見候得とも一向相談
り不申いかたは書有之候哉と江戸表りて

放蕩者目三

其筋の人五郎治相尋候処右の書付五郎治
事ヨロシヤの王命も不待逃去たは趣等所
之候由是を彼国より取扱ひ方の悪き事一言
もたなく渠等勝手能事ゆりいよたは事
たは海へ右を前書にも申せしことくおウヲ
ストヲフ乱妨いこし候記を平トコフ島リイし
り島より盗取持参せし趣をホウヲストヲフ狼
籍たは事彼地よりも申猶又我等見候処
もたのこく相聞得候へとも盗人の物取盗人
か盗と二度目盗に賣出し銭取取たは事者

彼地の殺人の取斗ふひなれを是もヲロシヤ王
命たは事と我くの了簡る思ひ然者彼代
物と同し様子物くも後をヲロシヤの王命子
て何国に被賣行事ル所んらと存治の依
た様渠等も我終せし候て相成不申候と
付已五月十日大病上り貴行ありて本邦の三十
余リヲヒリヤといひ小川に逃去セケ月の国窮り
こりた又々翌々午年四月下旬磯舟りて三人死
地子入てヲホウスカ城逃去候処依平ミテし西人
途中子て死五郎治も既に餓死せ人よりを自殺

也人と思ひ日女の神々成祈り生死二川の御聞
成一生懸命と生成死あり此咄成不立と祈
り候得とも縁度い死の聞上は事なり此故
子五郎治命活こりナシリ迄無恙罷歸り候
得とも又此度処あり甚々六ヶ敷事有之其故
昨年未の年ウナシリ島あり取押ひたはカビタ
シゴロウリシ元其外上下六人ウナシリより御返
一不被下候節五郎治元漂流人六人とり陸
上為致候様子相見得不申候尚又フヒシヤ人
等沖の船あり申候とフヒシヤの者とも成日本

みて殺し候得とも外々を斬鼻へ申候し鉄砲
あり打殺し候由申候候得とも五郎治被殺
候積りこてウナシリ御役人より被仰付たは報
沖のフヒシヤ船に歸りカビタシゴロウリシ元七人
とも不残打殺したりと申聞候なり右の沖
の異国船へ五郎治立歸候節是に此世の暇
乞成候と存候は是迄大切ありこり持来
り金思四羅の脚本像其外守の品々ウナシリ
番人中の内一人居候間是成残し置たりと頼
候処右の仁然と相待候と御役人の聞

にまひり候間五郎治思ひ候子ち是を成程人等
頼候処子を有之間及と云ふ道の傳
の章公令て其所に直に置人の目子掛り候
様致夫より異国船に趣候余の後といふ
候

一五月下旬潭流人も来り五郎治とも都合八人ボ
ウキこしソよ処へ望り相待様子に聞候得の
とも日本に何艘の船まひり候奇一向外くに
為知不申尤三艘の船も候様申候得と
も是も定りた海事にも無之二月廿三日、望りた

和へまひり候船を只二艘成すにて我々八人乗
船いく候処久藏前文のとくの訳合みて
跡へ残し同廿六日朝未明ヲホウスカゼアナエゾ
セカニ艘出帆夫より已南の方子者てヲホウスカ
よりヲヒシヤの三百余里隔てエラこといふ思
しき碓有之ヲホウスカ出帆より二三日目子
最早エランの碓分越候として兼行候処夜
八ツ時大船のゼアナしりか船右の碓に兼込船
中色分失ひ大に騒ぎ候得共我々七人よ
事去たりとして候ひ居候得共風もたなく塩

干なれど難ちく其処後出て八月四日ウナシリ
島に碇切入候即日早音陸いくさせウナ
シリへ遣し昨年被召捕たは者より生死在
処未尋人を此此時ビト口ニワノイキイリ
コルド横文字の一封認め日本詞ニ直一遣出
候様上郎治に申聞候得共玉郎治翻人やくの
候不相成趣押て申候得をイリコルド又違る
頼候間然一左書附々其信遣一可申候外子
土郎治其方の申に成案り石小増クナシリに
可申上候としてイリコルト申処の口成聞書認

候左書付認候款と玉郎治六月十三日ヲおそ
カみて彼国の様子書たは成ナリナシリ御役人
に差上可申た免書たは事也右上一前書
紙八枚の荒摺有之候是一與二休吉子此郎
懐中者致置候也

○レ下以書附奉申上候
一、レコシヤ船大十二艘六月廿六日ヲおめヌカ出
帆内十船一艘七月十日時化の志けり見矢ひ子今
見得不申候今日與一音吉おソリ候款を去
年御召捕被遊候カビタコゴロウイニ共六人の

者とも生死在所の程兼知仕度趣に即些候
じヨトロユワノイナ方よりヲ口ニヤ横文字一書
私方へ表出し日本の文面ニ書遣し其候様
申候とも詞も分り不申候上日本と違ひヲ口ニ
ヤと詞も違候得者私候申々不人やく仕上
可申様不寄在候依て右のヲ口ニヤ書付し其
候上申候右の書付し其節の御方は御見
せ御尋可被下置候私候右文面ニ拍り不申
船のカビタこの申口表し増奉申上候
系増如斯な候と覚候其節異国船より是

お書はは時節支林心も心ならずは時節を
小を只今いぢり走かとも不存候其外異国
船の人数大筒玉薬鉄砲等の事おし書候
得ともイリニルト下書取らんと申候に付
右の処を切取先年与茂吉子岩持クナシリ
へ指し美処與茂吉クナシリへ行三四日も何
の音も無之候処又候清五郎遣候由此節又
五郎治へ横文字の和解いこく久奈志利へ
遣是候様申候得共五郎治此度支書不申
候処右横文字の書附より清五郎子岩持

イリコルド申候。ハカビタシゴロウイシ氣六人の者
御返一可被下旨申猶又今日も水城世貫
の上陸いこ一候趣也脚願申上候趣也清五
郎候ハ先日と茂吉日様クナシリもて御返
一不被下候。用印印ハ候て右七
人の者とも生死在処の程為知具候様申付
遣一候依之清五郎クナシリハ参脚役人様に
掛御目子右之趣申上候処即日破仰付候
水が不しく遣はから取て早く歸水
此様は横文字何程遣一候とも此所子

一人も讀者もたりのと午枚遣一候とも
一向相記し不申候殊に漂流人等請取りも
何人にも是とも申て居くは事とも無
之候間此趣異国船江歸り可申間旨等清五
郎へ申渡し被遊脚役人様を御引取被遊
候得たなく沖江歸りイリコルドに左の趣申
聞候尚又清五郎より兼直談い候
委き事相令り可申候右清五郎也郎治に申
候ニタナシリの脚役人様御暇被下候節扱
其方より等時節下り運のこめひ者と也

とこの事なほより此節清五郎船に帰り候に
候より扱與茂吉事々々ナシリ止り候と被
帰たりとし寔に月も暮るといふに悔候依之五
郎治申間候よりなほ船中も尤もいふも
其方一人陸上の候もいふに跡に五人
居候其元一人場り残り五人土場り候とも
大書あたと思ひ候哉五郎治なとも最早
六年も相成候得と別て場り度思ひ候
得共ヨロシヤより今日に至る候と場り度
趣ヨロシヤ人し是より申たは事なるといふ

りより其方御帰りに被遊候記不残陸
上為致可申との御しりいなは候一人
被帰候とて其様も可悔事も無之候
事也又々いか様も相成可申候とちか
ト封付候処清五郎兼知いし居候と余
り苦も不致候夫より一兩日過ぎて又忠五郎が
使ひ候す此節イリコルド申候よりナシリの
御役人々横文字と讀み候者無之候由又其
元々不被書といふいひのあつて
居候とも不相分候間クナシリの御役人様へ

御目子かじりソウエタ致度よりおとソウエタを
相談の事右應討め廻クナシリ御役人様も
十舟より乗出右イリコルドモ橋船に乗し海
に出海の上りへ應討いこし度候得支筆等
いか様の目論見より海の上りへ應討いこし
度儀申候故難量候得と五郎治平入て
書候事相成不申候故イリコルドに申聞候事
と五郎治平はこしや通詞の日無之候殊子や
あウスカ出帆の御り通詞いこし候積り中
無之亦手紙書遣し候積りし無之只

便船お世貰ひ乗来り候迄也尚又日中と
口こやとと文面は遠い候得と方々書候事
相成不申候と申聞尚又申聞候事と日中
の御役人とも其方とも異國の者日中の文
字一讀免中間あとな候得と去年迄
因お書遣し其方とも子ん為致候
百七人呼寄召候事也右のとく五郎治平
責候よりクナシリへ絵図も書遣し合て
人いこさせ可申候と申聞候得とも筆
其儀の出来不申五郎治平責候得支不

得止事五郎治書たは物成忠五郎、為持
クナシリ江美上

一ツロシヤ船のカヒタンイリニルトと申者クナシリ御
役人様に掛御目、何ッ御相談申上度美市歎
ひ申事、御咄候五郎治再三書間成と申
候得とも達て申候故不得上事如斯、所咄
以上荒増也斯と覓ひ候、右忠五郎クナシリ
へ持参御役人様へ美上候知クナシリ御役
人様御達被下候趣、まて忠五郎御帰候
処異國船より忠五郎歸りたは物成見付不

申候に付忠五郎其夜を海岸に野宿し翌日
楢船迄は行来り様と御聞さうナシリ御
役人様御達被下候間イリニルト子四能出候
と、此此時異國人等ガアダア岡に呼寄去
年のくく又捕ひ可申と、いふに、は気色
一向無之候ガアダアといふ、チヲロシヤ比留ヶ様成
節遣ひ候詞也、然る其、手、食、だ、ま、さ、れ、ぬ、と、い
ふ事なは、此節イリニルト申候に、まて、海
の上にて申たは事、其方書遣ひ候哉といふ
此時五郎は申候、兼て日本とヲロシヤ文面

違ひ候向不書趣申候と此書なり其故は其元
等願いの筋有之候アウナこり御役人様の被
成御座候処にやう御願ひ申上候事尤の至
り候日本^心の御役人様其方共に御尋の筋
有之候得と海の上をさるら此船造も御出
被遊尋候処也是筋違ひの事なれと日本
の文面みて予^心う様なは者も海の上を
書候者相成不申候趣申聞候処イリコルド
善と成召連れさは事毎度悔居候此
時イリコルド立^腹服しポスト卫ヤ、テベヤニダム

ナベリゴウと申事^心御座候右の詞待テ予ク
其方ツ^心出マ困ラとい小様な事なり依之異
国人等術^心ハ川キ果又々頭取たは者と
山寄集り相談いこ候へとも免角違て
来は事なれは去年被捕られたは者とも
み左右も不聞無法なは事もお成り不申
候様子と聞得候イリコルト申候をさ五郎
治事陸上為致不申候趣申候間五郎治申
候こと夫々其方勝牛といこ可申候
其節の相成候得と又五郎治も勝牛といこ

翻弄聲
収番校

一候款も有之候、乍候再五郎治がサヒシヤに
連滞り候節、五郎治兩親も有之候者、子候
間其節親ともの方へ一封送り候間、夫へ為送
可與と申候処、イリコルド其節、相成候て一
封送り可申といふ夫より、渠等色々相談い
た候様子にて、始一五郎治陸上為致不申と
書たれども、此度五郎治、クナシリに參彼七
人の者とも生死在処の程聞與候様申候間、
五郎治申聞候といふや夫、おしり聞及候中
も、サヒシヤに歸は身なれをクナシリ、或見を

糖之處

子歸は方々、或候クナシリ、或見候へま二度、
或いふは、様なるもの也、夫とも、只遣一候り、
可參其方とも、使子不參と申候処、イリコ
ルド、然を右七人の者とも、治死在所の事聞與
候得支、其方儀、ハクナシリへ歸り可申といふ
然を夫程、いふ者なれ、善惡支格別、一通り
可參と申聞候処、或五郎も善添、善兵衛、ユタ
乙江、送りの陸上、いこ、送の橋、船も歸り候
へ支先、鏢、の、切、の、か、ん、た、心、持、の、脚
會所に、趣候此道、子十川有之、右十川あり、兩

人とも氷城取身城清め夫より御會所へ趣
 候処利元所としの支配人罷出今日参上
 候後如何の儀より陸上いこし候哉と尋候
 間前文の趣^趣邊々申聞猶又入りコルドより
 遣したは^{小書}爰に有候と申候処いや夫
 々其俵置^俵候^俵といふ依之申治世帯子^俵
 さし置たは^{小書}を出一不申候右の^{小書}い
 かじタレコロウイ^{小書}六人の者とも^{小書}活て居
 死に^{小書}活て居候^{小書}ソ^{小書}何方^{小書}居候^{小書}松前^{小書}に^{小書}居^{小書}り^{小書}上
 ド^{小書}に^{小書}居^{小書}る^{小書}長崎^{小書}に^{小書}居^{小書}るとの^{小書}三枚^{小書}の^{小書}書^{小書}也^{小書}夫^{小書}より^{小書}御

役人様御兩人御門外へ御出被遊又々御尋
 付五郎治前文の通奉申上候其内^{小書}利元
 工^{小書}内^{小書}指^{小書}留^{小書}候^{小書}付^{小書}此^{小書}節^{小書}不^{小書}申^{小書}上^{小書}候^{小書}御^{小書}役^{小書}人^{小書}様^{小書}御^{小書}尋
 被遊御引取五郎治忠五郎御門外に遊圍い
 とし其処一宿番の衆一別殿引合令に遊
 圍の内に番いこし翌日八月土日右役人山口茂
 左工内様竹内五郎助様但此節一御役人の御
 名城不存後^{小書}に^{小書}知^{小書}り^{小書}御^{小書}門^{小書}外^{小書}御^{小書}出^{小書}被^{小書}遊^{小書}御^{小書}渡
 候^{小書}こ^{小書}の^{小書}昨日^{小書}其^{小書}方^{小書}より^{小書}昨年^{小書}臣^{小書}捕^{小書}た^{小書}内^{小書}者^{小書}とも^{小書}の^{小書}生
 死の程は兼り度田の候^{小書}より^{小書}候^{小書}右^{小書}の^{小書}者^{小書}とも

候とエトロフ此方段ノ子細事とて不残打
殺し候間此旨歸て申聞登く候との御事
猶又クナシリ子居合候者より一人も余借候
者も無之皆之此知りて死なば冥^冥諾^諾と其方
とも晴午次第何処か成とも責来はは
しと申渡を登キ^登し^し立郎治事と別て宿^宿
^本元^元の儀留主中御手當も被下置候得^得又其段
何れも安事候子不及早之異国船に行^行
右の趣可申渡とて御兩所とも御門内に御入
被遊候得^得又先以安事の外お体事なれ^な異

国人より我^我の^のく^くが^がき^き臆^臆^臆^臆は^はり^りぬ^ぬ是^是より善兵
衛コタレに趣此節金毘羅様の御像が道
の側子被置異国船に趣候也此処前文と合
て見^見ゆ^ゆし^し夫^夫より善兵衛コタレに趣昨日西人
ニリクをたは^たは^はり^りに参り忠立郎何処に^に行^行て
見得^得不^不申^申候^候と付是より立郎治一人参候処迎
の楢船もよ^より^りミ^ミテ^テレ^レヲ^ヲに^にガ^ガコ^コウ^ウフ^フといふ船頭
参リクナシリ^リま^まて^ての^のう^うに^に申^申候^候哉と尋候間立
郎治申聞候ニ^ニき^きい^いや^や其^其方^方より^りも^もき^き此^此処^処に
て不^不被^被申^申候^候沖^沖の^の船^船に^に参^参イ^イリ^リコ^コル^ルド^ドに^に可^可申^申と^と申

候処ヲ口々ニウツ何とカ聞参リ候哉と尋候間
大事の事ヲ聞参リたり早ク沖へ参リイリ
ユルト江可申と急ニ候談一渠等ニ忠五郎為
尋問及と存意同候処渠等も早ク聞取
と夫より忠五郎一途中おと参候趣き五郎
治申聞候へとも打塔沖にまじりイリユルト
江クナシリまて被仰付候趣申聞候処船中
皆々色々失い面々ニ成て日在る人々
殺し候るまといくいと候哉ヲ口々ヤりて人
々殺し候と一折鼻に一は鉄砲ありて打殺し候

猶有日本
魂之本録

といふ是ヲ聞今船中ニ残居たるは漂流人清五
郎吉五郎安五郎嘉藏四人ヲ口々ヤ人鉄砲
て打殺人と申候て小刀にて自殺せんと息
絶結ひ北居候也此時イリユルト船中七
拾八人叫出しくナシリまてゴロウイと打殺し候
由比候より帰リ候者相成不申候間陸に揚
軍々起し打合いと候由茲申聞銘々固
江行き人命限リ働き呉れ候様申候処一統
義知いこ候趣竹立取て請いだ此節
イリユルト五郎治も呼寄申渡しの趣ヲ聞候

様申候ニ付側子立て見居たり是より張子大
筒城仕懸内犬八車の添本二組分拵ひ候之
此節イリエルド西艘の頭立候者とも其集
何か評評の様子也然とも陸へ場候身怕
れ候哉今一度五郎治参て右七人の者打殺し
候候書付城取て其候様申者とも候此節
五郎治申聞候ニき昨日七人の者ハ流死さへ聞
候へき五郎治保陸に遣し可申と約束いし
右七人の者不殊被殺候由城聞まじり
其元子知々候とも陸に遣し不申折鼻ハ鉤

上秋々城死候ソレといふ又書付取まじり
候るも右の^事となは御座り昨日一処ニ書付
の事申遣し候つて取来り候者も候てん
々日本の者ニ其様なは使ひひきを参不申候
此事再び五郎治に申る可きとよめて一向西合
不申候処望等何ヶ相談仕合亦しとゆく
も五郎治身責候る丸様其方とも申候
つて今残り居るは漂流の者四人不殊暇
三長遣し候り夫子五郎治付添うナシリ御役
人様に御願申上候つて御書付被下候つて

持卷可致候、此言不義知子候、再右書付
の傳申由り、おと申候、如くイリユルド志、ソ
く有之夫より、外如何とも致方も無之候間、漂流
人より不殊陸上を致申可候、其元夫子付、参書
付願ひ、此候様申事、候間、五郎治、漂流人
より不殊、暇明候間、船中、比、百々、に、長々、世話、子
たり、た、は、趣、一、礼、可、申、と、申、聞、候、處、右、四、人、の
者、イ、リ、ユ、ル、ド、ヲ、ハ、カ、コ、ウ、其、外、長、く、世、話、に、相
成、候、趣、一、礼、相、濟、候、間、五、郎、治、ク、ナ、リ、へ、参、り
候、子、余、り、遅、く、候、と、不、回、候、間、早、之、積、船、子

て、送、出、候、と、い、ひ、お、と、申、治、も、及、の、暇、を、い、く、
五人とも、鯨の口、城の、か、い、ク、ナ、リ、へ、趣、候、此、節、漂
流、人、金、毘、羅、大、権、現、の、御、札、所、持、い、く、候、に
付、兼、て、五、郎、治、ヲ、口、こ、や、人、の、申、聞、置、候、に、支、日、女
江、揚、り、候、節、右、の、札、無、之、候、得、之、何、国、の、百、姓
と、相、合、り、不、申、候、得、之、甚、六、ヶ、我、候、間、何、方
へ、参、候、とも、漂流、人、の、捨、置、候、事、不、相、成、札、也
と、申、聞、置、候、に、付、此、度、右、の、札、に、万、国、金、因、一
枚、卷、其、上、紙、子、包、に、又、其、上、紙、唐、本、綿
子、し、卷、漂、流、人、子、為、持、陸、上、い、く、ナ、リ、に

場り漂流人の方よりクナシリ御役人の差上係
依之五人ともクナシリ御門外に相待候処御役
人様御出被遊五郎治申上候、と漂流人
前文の通りの訣合しよつて不残暇取連参
候五郎治儀をフにシヤ人七人打被殺候、
御書付被下度趣御願ひつたえ不得止事
陸上仕候段申上候処先漂流人、異国船
より暇取来り候得々早速御門内へ入五郎治
一人又其日も一人仮小家二宿番の衆前
文の通り但し八月十日翌日昼八ツ時山口は右

工内様竹内五郎助様御門外にて五郎治に御申
渡し被遊候と扱今一度其方儀沖に遣し候
得々異国人の子書為聞候事、
候得々も今度船に遣候、
間御差留被遊候由御申渡工内御門外より
得々あり御改被請日記三冊の内二冊を沖の船
に暇乞の節取被おさい、
り来り九月頃あり右一冊を、
イリユルド書たはゴロウイ、
残差上係夫より鑑掛、
御會所に去候処

太田彦助様山口若右卫門様竹内五郎助様并御
目心是南部家御足輕衆其外支配人番人等
結居之候処に御召出有之此節太田彦助様
其方此度船に遣候之歸申間敷と被
存候内此度差用置候積りの候令候其元
城詰候子久等困の者無之候令申上
口に船より打合より候其方先立
折合より候其節其元鉄砲城以て口に
人身折候哉不申御尋被遊候間五郎治御答
申上候之支人城殺候私存不申候得と申し

節相成候之真先出人子被殺一死可申御
答申上候又御尋被遊候より異国船を相
引候心付より有之可申との御事故五
郎治御答申上候之支御用ひ被遊候否支給
別五郎治心付たは事と申候之口にヤ人漂
流人身連参りたは事と小や下人ふき也
候様工聞候間是に被下物より被遊
候之是寄り帆提の類より揚たは上之
左カヒタシ我乗組の者とも捕候様も相
成可申候哉此外に心付たは事無之候趣申上

候処其候子も其元を行つと御事なり右の
御使へ不申候共リチシリマキ口シヤ訶知たは
御方も無之候よなん之五郎治者りまいは
金一右漂流人預恩候様子支右之様と
も一向恩も有之間敷ク去年クチシリマシ
七人のコトシヤ人御古捕不被下候て漂流人七
人とも彼国ありて餓死可致候也キノ岡
二月より申の四月迄あひひ月子為達たは様
子候其故之彼地ムゴありて本の皮と鱈魚
の子の干物少し具たは山りて誠子九死一

生神佛保の好のしりて不思候と準等
り命活し歸りたは事也然とも四月より
日午召連れ来の年被捕たは者ともと
取替に可致との事ありや大し食物も具
連れ參候殊子久藏一前文の面りの振廻な
り言活の事と乙右の書文面の前後
又之午尔董の違も可有之候得とも荒増
以此趣奉申上候事夫より五郎治入牢被
仰付牢屋に參候処先達て漂流人牢子
入六人とも居候此処に入此牢に入候より

五郎治不とんと死後れたりと思ひ残念可
申様も無之覚候其後四五日過高田屋嘉
兵衛船此処へあいらりヨロシヤ船に被捕候此
節物く入窄いこし居候得た去りと不存
候羨り候処高田屋船ヨロシヤ船へ被引行
候節乗組の者とも十人程海へ飛込八九人を
死其内港人川森の妻之外一入上陸い
居候身五郎治窄屋より御召出の節見候
嘉兵衛共三四人もヨロシヤへ被捕行たはよ
残の人数一船とも無別全帰りまゝり候

趣りて五郎治ヨロシヤ船子竹箱売ッ捨置候処
ヨロシヤ人右の箱へ合鍵いこし中なは物を盗取
イリユルドヨロシヤ横文字りて書たは物打入ク
ナシリへ送り是れクナシリ御役人様如何様な
は事有之候と御尋み付五郎治目子見得
候分奉申上候右文面々失念仕候得とも下
増申候得た暇乞て御咎は良九工門様兼て
其元り以テ居は箱の内子與て我言銀のさ
共本入てあり其元為知候こカビタゴロワイ
共六人の者とり不残打殺し候と今并外

の日本人が捕ひ聞候得支陸し所々松前子居
といふとあて殺しもせぬ者や殺したと
偽りしめて予たりる。たゞ、た其元はよ
ひ人と思ひて世話いこ。是迄連参候処如何
いこ。偽りしめて予たりと。日本にも佛う取
見たりしや。子も佛有之つせ。がらす人せや
右。そのりちりも佛う有て身入をこつちも仏
の守て呉て外の日本人より寔の事や聞だとい
ふ事な海邊。そこでウイウシタ此文字。讀候
得共詞相分り不申候。堪ふ事。ないから親の

在所のよい処は行々大概如斯にも可有之候一
体ヲロコヤ詞を推しりや。致候事のこゝろて
相勘へ候得支イリコルド子直に逢て議り候い
違ひも有之可申候。其の上ウイウシタの詞一
向不存候得支荒増如斯。御咎め以上軍船
セアナ。イリコルトと有之候。 *Shu pa de pe de al*
Nel pu seo pye 右之趣。ウナシリ島より陸上の
御申上。夫よりウナシリ申。九月六日出立。十月十五
日松前城下に着。同廿五日松前出立。同十月廿
日江戸靈岸島會所着。同廿七日松前御奉行

様荒尾但馬守様 亦又 十二月十七日 兩度御札ヲ以テ

の女邊手部備後守様 といひ川 やとの御事奉りしもの五郎

治九様の儀一向無之候ニ付其趣城下各

奉申上候亦日本より由断有らばといふ心者

り有之候哉との御書に御座候処にヨセフテ

セルワと申者ヨロシヤ人と此候城下聞て上ト口

フヲハスト口ワニテ日ワサム日本にホセスマテリル

ツヤ日本ワラスカコワセイヤエといふ是を上ト口ワ

島を伺テもたないからんが日本へ行て見れ

たよい日本人といふ様の事城といふ候といひ

然るに日本へ参間哉 とも不被思候趣城申

上候亦五郎治も良九門も同事なはるへき

如良九門と改名いふ候儀を親の名録

味左は事々又何に誤合有之候事と御尋

被遊候に付親の名勿論何の誤も無之候へ

とも集等五郎治といふ候も口惜く口より

出化る良九門と申は申上候得とも恨て

案出候処トコウともへ依平ニテ死去の書

出一候節良九門と書遺一候処右の書付

フヒシヤ出張山ノ口といふ所へ至り夫より以來

を改て良九之内に相成候事也

十一月廿八日

柳生主膳正様 於御屋舖

材 大學頭様

曲洲甲斐守様

肥田豊後守様

十二月三日

曲洲甲斐守様 於御屋敷

材 大學頭様

柳生主膳正様

天眞爛熳
可愛

御出席於御屋敷御礼被被候得共、余り御目通
近く、五郎治により出不申、そり、奉申上候得
共、皆々前書の以、詠合申上候

右之通、御坐候尤彼地、六ヶ年の間、活たは
心もたなく居候得とも、日本を大切、仕御法度
の趣、一日も忘却不仕此度罷歸申候以上

文化九甲年

丑ト口フ番八上頭

十二月日

五郎治

年四十五才書之

[Faint, mostly illegible handwritten text in vertical columns]

明治三十年五月妻房榎轍書

原本北海道廳之稿



